大館市 第8期介護保険事業計画 高齢者福祉計画

<令和3年度~5年度>

令和3年3月 大 館 市

目 次

第1部 総論

計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3 4 5
2部 各論	
2章 高齢者人口等の現状と推計	
高齢者人口の状況······ 要介護認定者数······1	
3章 介護サービス利用量と保険給付費	
介護サービスの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9 3 6
章 地域支援事業	
地域包括ケアシステムの深化・推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 0 0 8
5章 高齢者福祉事業	
高齢者の状況・・・5在宅・見守り支援事業・・・5中・重度者在宅支援事業・・・・6施設サービス・・・・6	7 2
	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

6. 7. 8.	社会参加の促進・生きがいづくりへの支援・・・・・・・6 地域見守りネットワーク活動事業・・・・・・・・・7 その他の高齢者福祉事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4 8
1.	6章 介護保険事業の運営 介護保険事業の財源・・・・・・8 第1号被保険者の保険料の基準額・・・・・8	0
1. 2.		6

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨と概要

第1章 計画の趣旨と概要

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画の背景

我が国は、国民の4人に1人以上が高齢者となる超高齢社会となっており、今後、令和7年(2025年)には、団塊世代が75歳以上になるとともに、高齢者のさらなる増加が見込まれています。

さらに、令和7年以降は、現役世代(担い手)の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題になると考えられ、今後、介護サービス需要がさらに増加・多様化していくことが予想されます。今後の推計において、65歳以上の高齢者数は徐々に減少すると見込まれるものの、本市の高齢化率は令和7年(2025年)には42.2%に達すると見込まれています。

このため、国の想定よりも速いペースで、高齢化の進展、現役世代の減少、世帯構造の変化などにより、介護サービス需要などの変化が進行していくことが予想されます。

こうした背景のもと、高齢化や核家族化の進行により、介護や支援を必要とするひと り暮らし高齢者世帯や認知症高齢者の増加が懸念され、住民、事業者、行政等が協働し て高齢者の生活を支援することがさらに重要となってきています。

(2) 計画策定の目的

国は、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制として「地域包括ケアシステム」の構築と介護保険制度の持続性を図るための介護保険法等の改正を行っております。

平成30年に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とするかたに適切なサービスが提供されるようにすることを目指し、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」という大きな方向性が示されています。

また、国では介護保険制度について、介護予防・健康づくりの推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新の観点から、基本指針の見直しが図られ、第8期計画の策定に際して、次のように基本指針が示されています。

1 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040 年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて 計画を策定

2 地域共生社会の実現

- ○地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)
 - ○一般介護予防事業の推進に関して「**PDCA** サイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」
 - ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
 - ○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組み
 - ○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
 - ○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況の情報提供
- 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
 - ○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく 暮らし続けることができる社会の実現を目指す
 - ○教育等他の分野との連携
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
 - ○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保
 - ○介護現場における業務仕分けやロボット・ICT の活用、元気な高齢者の参入、総合事業等の担い手確保に関する取り組みとしてボランティアポイント制度等の取り組み
- 7 災害や感染症対策に係る体制整備
 - ○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた備えの体制整備

そこで、本市における介護保険事業及び高齢者福祉の方向性を示し、各施策を切れ目なく安定的に運営することを目的として、第7期計画までの取り組みを引き継ぎつつ、令和7年(2025年)及び令和22年(2040年)を見据えた計画と位置づけて「大館市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、介護保険の給付対象となるサービス種類ごとの量の見込みや、被保険者の負担(介護保険料)などを定める「市町村介護保険事業計画」と、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定める「市町村老人福祉計画」(高齢者福祉計画)を一体的に策定するものです。

(2) 関連計画との調和

本計画は、本市における最上位計画である「第2次新大館市総合計画」や福祉分野の計画である「地域福祉計画」に掲げられた高齢者福祉の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の介護保険事業支援計画・老人福祉計画、関連する本市の個別計画等と整合性のある計画として策定します。

3. 計画の期間

本計画(第8期計画)の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

計画の期間										
平成30年度令	介和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
第	第7期計画									
(策定)		第8	朝計画(本語	計画)						
						第9期	計画 (次期	月計画)		

4. 計画の策定体制等

(1) 大館市介護保険事業計画運営委員会

本計画は、医療・保健福祉関係者、学識経験者、介護保険の被保険者代表や公募市民等の16名の委員で構成される「大館市介護保険事業計画運営委員会」において検討・ 審議いただき、計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定の基礎資料とするため、高齢者の意識や生活状況及び介護事業者から 事業の今後の取り組みなど介護保険事業を取り巻く状況についてアンケート調査を実施 しました。

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

・調査対象:市内在住の一般高齢者、在宅の総合事業対象者及び要支援認定者

・調査期間:令和2年2月6日~令和2年3月2日

調查方法:郵送調查配付数:1,000件

·回収率:69.6% (696件)

○介護サービス事業者調査

・調査対象:市内で活動する①介護保険サービス事業者、②居宅介護支援事業所 及び介護予防支援事業所

調査期間:①令和2年2月~3月、②令和2年9月

·調査方法:①②郵送調査

·回答者数: ①11 事業者、②32 事業所

○在宅介護実熊調査

・調査対象:市内在住の要支援・要介護認定者

·調査期間:令和元年12月16日~令和2年8月31日

・調査方法:要介護認定更新時に訪問調査

・回答者:354人

(3) パブリック・コメントの実施

計画策定にあたり、市民の皆様のご意見を反映させるため、本事業計画(素案)を 庁舎窓口での閲覧及び本市のホームページにて公開し、広く意見を募集しました。

提出された皆様からの意見を十分に考慮した上で、最終的な意思決定を行いました。

・意見募集期間:令和3年1月5日~1月18日

・意見提出者:57人

· 意見数: 74 件

5. 計画の進行・管理

計画を着実に推進していくためには、介護サービス事業所や医療機関、福祉・保健・ 医療などの関係団体、地域住民などとの連携を図り、協力して取り組むことが必要です。 また、施策・事業の実効性を高めていくためには、設定した目標に対する実績評価を 行うなど、進捗状況を検証して成果を分析するとともに、課題等があれば必要に応じて 適宜見直しを行うなど、計画のさらなる改善に向けて継続的に取り組むことが必要とな ります。

このため、計画の策定(Plan)に基づく施策・事業の実施(Do)を受けて、実施状況や効果を評価・分析(Check)し、さらに見直しを行って改善していく(Action)といった「PDCAサイクル」の活用により、計画の進行を管理し、内容の質を継続的に高めていきます。

進行管理については、客観性を確保する必要があることから、施策・事業の実施状況などを定期的に点検・評価し、その結果を介護保険事業計画運営委員会や地域包括支援センター運営協議会などに報告して評価するとともに、いただいた意見などを今後の計画の展開に反映していきます。

6. 計画の基本理念と基本目標

(1)基本理念

『高齢者が生きがいと尊厳を持ち、安心して暮らす地域社会づくり』 <ひとりぼっちにさせない地域支え合い>

すべての高齢者が住み慣れた地域で、生きがいと尊厳をもって暮らせるよう、介護予防や生きがいづくりに取り組みます。また、地域における見守りや支え合い、医療・介護・福祉などの多様な職種の連携により高齢者の支援を行う地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(2)基本目標

本計画の基本理念を念頭に、次の3つの基本目標を設定し、介護保険事業の円滑な運営を行っていきます。

①自立支援、介護予防
・重度化防止の推進
高齢者が生きがいと尊厳を持ち、
安心して暮らす地域社会づくり
〈ひとりぼっちにさせない地域支え合い〉
支援する
体制の整備

②介護給付 対象サービス の充実・強化

① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- ・住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、地域ケア会 議の多職種連携の取組の推進、地域包括支援センターの充実・強化を図ります。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進により、高齢者の健康づくりと フレイル予防を推進、スポーツを通じての心身の健康や生きがいづくりによる介護 予防への取り組みを推進します。

② 介護給付対象サービスの充実・強化

- ・要介護状態等となっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を 営むことができるよう、安定したサービスの提供など地域における支援体制の整備 を進めるとともに、施設入所希望待機者の解消を図ります。
- ・高齢者を支える担い手の育成や介護ロボット等の活用など、介護を支える環境を整備します。

③ 日常生活を支援する体制の整備

- ・増加傾向にある単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人を支援するため、在宅 医療・介護連携の強化を図るとともに、地域の支え合い体制づくりを積極的に展開 します。
- ・通いの場、地域の茶の間などの地域サロンの運営支援、見守り・安否確認、買い物・ 調理・掃除等の家事支援、通院等の移動支援などを含む多様な生活支援・介護予防 サービスの整備推進を図ります。
- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図ります。
- ・災害時に要介護高齢者が適切に避難できるよう、防災体制や新型コロナウイルス感 染症の流行等への対策を整備し、高齢者が地域で安心して暮らしやすいまちづくり を進めます。

<基本目標>

<主な事業>

- ①自立支援、介護予防
 - 重度化防止の推進



- (1)介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ①介護予防生活支援サービス事業の充実
 - ・住民主体によるサービス
 - ・短期集中予防サービス
 - ・移動支援サービス等
 - ②介護予防普及啓発活動 (生きがい健康づくり支援事業、認知症予防教室)
- (2) 介護予防拠点の整備
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 と、スポーツを通じての心身の健康や生きが いづくりによる介護予防への取り組みの推進
- ②介護給付対象サービス

の充実・強化



- (1) 安定した介護保険サービスの提供 (通所、訪問、短期入所、施設サービス等)
- (2) 特定施設入居者生活介護の増加
- (3) 看護小規模多機能型居宅介護の増設
- (4)介護老人保健施設から介護医療院への転換
- ③日常生活を支援する 体制の整備



- (1) 生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター・協議体の設置)
- (2) 地域介護予防活動支援事業 (通いの場、地域の茶の間、シニアいきいきポイント事業)
- (3) 在宅医療・介護連携推進事業 (多職種連携による在宅医療介護の推推)
- (4)認知症総合支援事業(認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、成年後見の利用支援)
- (5) 家族介護支援事業 (見守りシール、はちくんパトロール隊)
- (6) その他の事業(認知症サポーターの養成、高齢者配食サービス等)

7. 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で介護を必要とする状態になっても、介護サービスを利用しながら生活を継続できるよう、身近な日常生活圏域ごとに必要な介護サービス提供基盤の整備を進めていくことが、家族や利用者にとって安心となります。

本市では、第3期計画で定めた6地区に第7期計画で新たに設定した生活圏域を加えた7地区の生活圏域を継承し、生活圏域ごとに設けた高齢者の総合的な支援を行う「地域包括支援センター」の充実を図るとともに、圏域ごとのバランスに配慮しながら、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの整備を進めていきます。

【大館市日常生活圏域】

K)\All III II I	常生 沽 圏 攻】	
圏域名	圏域設定 (中学校単位)	《担当地区》
圏域大館 1	北陽中学校	(釈迦内地区) 小釈迦内、獅子ヶ森1~2区、商人留、日鉱日向台、日鉱獅子ヶ森、県市公営住宅、板子石、日景町1~2区、向羽立、大通、中通、上通、山神台、長面、長面袋、松峰、松木1~2区、沼館1~2区、上袋町、二ツ森、卸町、高館下、釈迦内中台(花岡地区) 本郷下、本郷上、繋沢、土目内、二井山、鳥内、十三森、大森、神山、姥沢、泉田、桜町1~4区、猫鼻、大森団地、花岡団地、神山住宅、西前田、長森団地、白根山団地(矢立地区) 粕田1~2区、中羽立、清水川、岩本、橋桁、白沢1~3区、寺ノ沢、松原、長走、陣場1~2区、日景温泉
圏域大館2	東中学校	(大館地区のうち) 愛宕町、古川町、大下町、鉄砲場、通町、独鈷町、川原町、栄町、 御成町1~5丁目、東成町、中道、清水町、有浦1~6丁目、 (長木地区) 上代野、下代野1~4区、東二ツ屋、宮袋、大茂内、小茂内、 芦田子、塞の神、小雪沢、大明神、新沢、赤沢、黒沢、水沢、 茂内屋敷、篭谷、石渕、二ツ屋、芋ヶ岱、天下町1~4区、鳳町
圏域大館3	下川沿中学校・ 第一中学校の 一部	(大館地区のうち) 桂城、金坂、赤館、部垂町、桜町、相染町、向町、一心町、谷地町、 長倉町、末広町、弁天町、大正町、御坂、新富町、大町1区・2区、 寺町、常盤木町、昭和町、神明町、南神明町、東新、新地、南町、 田代1~4区、新町、中町、馬喰町、柄沢、東台1~4区、中神明町、市営新町住宅、市営中町住宅、市営向町住宅、城西町、東町、 豊町、北神明町、旭ヶ丘、住吉町、小館町、長根山、南ヶ丘、水門町、仲見世、泉町、曙町、たつみ町、緑ヶ丘、南たつみ町 (下川沿地区) 片山1~5地区、餅田1~2区、山田渡、赤石沢、 立花1~2区、川口1~6区、鳴滝、大道下、横岩、片山アパート、 餅田団地、片山町3丁目、天神緑町、美園町、西大館、八坂町、 根下戸新町、隼人町

圏域大館4	成章中学校・ 第一中学校の 一部	(上川沿地区) 中山、沢山、羽立、金谷、餌釣、池内、小館花、根下戸、舟場、 萩野台 1 ~ 2 区 (十二所地区) 大滝 1 ~ 2 区、平内、下町、中町、上町、別所、上新町、沢尻、葛原、猿間、浦山、軽井沢 1 ~ 2 区、曲田、道目木
圏域大館 5	南中学校	(真中地区) 櫃崎、高戸谷、赤石、板沢、小袴、大披、出川、下川原 (二井田地区) 下村、町、館、小坪川、高村、四羽出、下川原、本宮、比内前田、 杉沢、大子内、中台
圏域比内	比内中学校	比内地域
圏域田代	田代中学校	田代地域

第2部 各論

第2章 高齢者人口等の現状と推計

第2章 高齢者人口等の現状と推計

1. 高齢者人口の状況

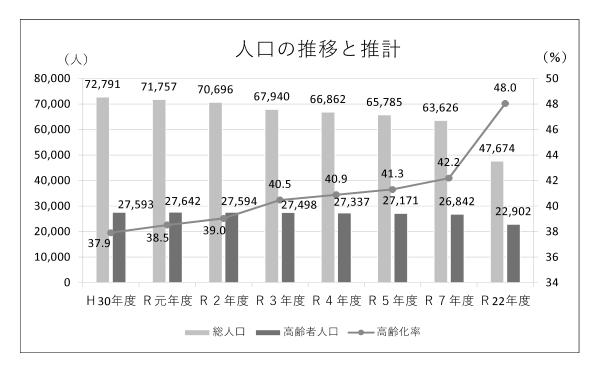
国立社会保障・人口問題研究所の推計値のデータに基づき、国が示した地域包括ケア「見える化システム」を用いて人口推計を行なった結果は下表のとおりです。高齢者人口は、今後も増加を続け、本計画の最終年度である令和5年度には、27,171人になると推計され、高齢化率は上昇を続け41.3%となる見込みです。

人口の推移と推計

(単位:人、%)

	第7期実績			第8期計画				
区分	H30年度 (2018年度)						R 7年度 (2025年度)	R 22年度 (2040年度)
総人口	72, 791	71, 757	70, 696	67, 940	66, 862	65, 785	63, 626	47,674
40~64歳	23, 594	23, 126	22, 697	21,857	21, 461	21,066	20, 273	14, 405
65~74歳(前期高齢者)	12, 275	12, 302	12, 419	11,939	11,596	11, 255	10, 570	7, 890
75歳以上(後期高齢者)	15, 318	15, 340	15, 175	15, 559	15, 741	15, 916	16, 272	15, 012
65歳以上(高齢者人口)	27, 593	27, 642	27, 594	27, 498	27, 337	27, 171	26, 842	22, 902
高齢化率	37. 9	38. 5	39. 0	40.5	40.9	41.3	42. 2	48.0

※住民基本台帳9月末人口及び「見える化」システムによる将来推計人口



2. 要介護認定者数

高齢化の進行にともない、要介護認定者数も増え続けており、認定者率(65 歳高齢者人口に対する認定者数の割合)も上昇が見込まれます。

平成30年4月から令和2年9月までの要介護認定データを基に令和3年度から令和5年度の認定率を推計し、将来の被保険者数を乗じて要介護(支援)認定者数を推計しています。

<要介護(要支援)認定者数>・・・第1号被保険者

(単位:人)

	j.	第7期実績	真	Ž.	第8期計画				
区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R 4 年度	R 5 年度	R 7年度	R22年度	
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2025年度)	(2040年度)	
要支援1	285	348	380	383	380	380	383	357	
要支援2	636	733	776	780	785	788	796	768	
要介護1	968	940	912	919	927	933	948	956	
要介護2	1, 087	1, 145	1, 195	1, 211	1, 225	1, 242	1, 271	1, 321	
要介護3	883	858	874	890	904	919	948	1,014	
要介護4	736	733	746	761	771	784	811	856	
要介護 5	674	642	598	609	619	627	648	680	
認定者数計	5, 269	5, 399	5, 481	5, 553	5, 611	5, 673	5, 805	5, 952	
65歳以上人口	27, 593	27, 642	27, 594	27, 498	27, 337	27, 171	26, 842	22, 902	
認定者率※	19.1%	19.5%	19.9%	20.2%	20.5%	20.9%	21.6%	26.0%	

第7期実績は各年度 介護保険事業実績報告9月分月報 認定者数 ※1号認定者数/1号被保険者数 第8期計画以降の推計は「見える化システム」による推計認定者数

第3章

介護サービス利用量と保険給付費

第3章 介護サービス利用量と保険給付費

第8期計画の令和3年度から令和5年度における介護(予防)サービスの利用見込みは、第7期計画の平成30年度から令和2年9月までのサービスの利用実績を基に、高齢者人口や要介護認定者の伸びを反映し、第8期計画の3年間に施設・居住系サービス事業所が整備される見込等を勘案し、厚生労働省が運営する『地域包括ケア「見える化」システム』を用いて推計しています。

1. 介護サービスの体系

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

介護サービス

- (2)地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
- (3) 施設サービス

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

居宅サービス	介護予防サービス
訪問介護	_
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
訪問看護	介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
通所介護	_
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
住宅改修	介護予防住宅改修
居宅介護支援	介護予防支援

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

居宅サービス	介護予防サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	_
夜間対応型訪問介護	_
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	_
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	_
看護小規模多機能型居宅介護	
地域密着型通所介護	_

(3) 施設サービス

施設サービス
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設
介護医療院

2. 居宅サービス・介護予防サービス

居宅サービスは、要介護状態区分が要介護1から要介護5の人を対象に居宅に訪問しても らう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスがあります。要介護状態の軽減や 重度化の防止を図り、高齢者の自立支援をめざします。

介護予防サービスは、要介護状態区分が要支援1・2の人が対象で、生活機能向上を図り 高齢者の自立支援を目的として利用するサービスです。

(1) 訪問介護

・ ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理、洗濯 などの生活援助を行うサービスです。

【サービス利用量の状況】

	区	分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
訪問介護			回/月	22, 732. 6	23, 613. 0	23, 181. 8

※回/月:1月当たり利用回数

【サービス利用量の見込み】

	区	分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護			回/月	23, 674. 2	24, 103. 6	24, 439. 3

(2) 訪問入浴介護 • 介護予防訪問入浴介護

・ デイサービスセンター等に通所することが困難な寝たきり高齢者等の家庭に訪問入浴 車などで訪問し、身体の清潔保持などを目的に入浴サービスを行います。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴介護	回/月	519	469	448
介護予防訪問入浴介護	回/月	7. 9	1.5	4. 9

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴介護	回/月	447. 0	447. 0	443. 1
介護予防訪問入浴介護	回/月	5. 5	5. 5	5. 5

(3) 訪問看護 • 介護予防訪問看護

・ 医師の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院の看護師などが高齢者等の家庭を 訪問して、病状の観察・床ずれの手当て・点滴の管理など療養上の援助や診療の補助の看 護サービスを提供します。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
訪問看護	回/月	1, 310. 1	1, 570. 3	2, 179. 9
介護予防訪問看護	回/月	169. 1	222. 8	267. 8

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	回/月	2, 371. 3	2, 467. 5	2, 536. 9
介護予防訪問看護	回/月	264. 9	264. 9	264. 9

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

・ 医師の指示に基づいて、理学療法士・作業療法士が家庭に訪問し、日常生活の自立の ためのリハビリテーションのサービスを行います。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
訪問リハビリテーション	回/月	201. 8	221. 6	274. 8
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	16. 5	30.0	36. 4

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問リハビリテーション	回/月	266. 3	266. 3	266. 3
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	43. 4	43. 4	43. 4

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

・ 病院や薬局等の医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが家庭を訪問し、療養上の 管理や指導を行います。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
居宅療養管理指導	人/月	70	68	109
介護予防居宅療養管理指導	人/月	2	4	6

人/月:1月当たり利用人数

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導	人/月	110	112	114
介護予防居宅療養管理指導	人/月	7	7	7

(6) 通所介護

・ 介護の必要なかたが自宅から介護事業所 (デイサービスセンター) に通い、食事・入 浴・排せつなどの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

【サービス利用量の状況】

	区	分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
通所介護			回/月	9, 520	9, 487	9, 181

【サービス利用量の見込み】

	区	分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護			回/月	9, 191. 5	9, 296. 6	9, 419. 7

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

・ 老人保健施設に通い、心身機能の維持・回復や日常生活自立を助けるために理学療法・ 作業療法などのリハビリテーションを提供し、在宅生活を支援しています。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
通所リハビリテーション	回/月	1, 625. 9	1, 705. 5	1, 695. 7
介護予防通所リハビリテーション	人/月	53	57	52

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所リハビリテーション	回/月	1, 709. 8	1, 756. 8	1, 781. 1
介護予防通所リハビリテーション	人/月	53	53	53

(8) 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

・ 介護の必要なかたが、介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴・排せつ その他日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスで、利用者の心身機能の維持と 介護している家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
短期入所生活介護	日/月	11, 227. 4	10, 648. 2	10, 442. 3
介護予防短期入所生活介護	日/月	61. 9	78. 9	53.9

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所生活介護	日/月	11, 420. 3	11, 496. 8	11, 596. 8
介護予防短期入所生活介護	日/月	75. 9	75. 9	75. 9

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

・ 介護の必要なかたが、介護老人保健施設などに短期間入所して、看護や医学的な管理 のもとで、介護や日常生活機能訓練などを行うサービスで、利用者の療養生活の質の向 上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
短期入所療養介護	日/月	62. 5	45. 7	26. 6
介護予防短期入所療養介護	日/月	2. 5	3.0	0

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護	日/月	25. 0	25. 0	25. 0
介護予防短期入所療養介護	日/月	0	0	0

(10) 特定施設入居者生活介護 · 介護予防特定施設入居者生活介護

・ 特定施設(有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等)に入居し、介護の必要な人へ食事・入浴・排せつ等の介護や日常生活のための機能訓練などを行うサービスで、利用者の療養生活の質の向上を図ります。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
特定施設入居者生活介護	人/月	109	104	101
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	4	4	9

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設入居者生活介護	人/月	100	137	137
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	10	10	10

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

・ 日常生活の自立を助けるため、生活に支障のある在宅の要介護等高齢者に対し、介護 用ベッドや車椅子などの福祉用具を貸与します。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
福祉用具貸与	人/月	1, 229	1, 245	1, 267
介護予防福祉用具貸与	人/月	416	464	496

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	人/月	1, 299	1, 311	1, 316
介護予防福祉用具貸与	人/月	500	501	502

(12) 特定福祉用具購入,特定介護予防福祉用具購入

・ 排せつや入浴に使われる腰掛便座、シャワーベンチ等特定福祉用具を購入したとき、 (年間購入費 10 万円が限度) 購入費に対して、負担割合に応じた給付をします。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
特定福祉用具購入	人/月	21	24	25
特定介護予防福祉用具購入	人/月	7	9	8

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定福祉用具購入	人/月	25	26	27
特定介護予防福祉用具購入	人/月	10	10	10

(13) 住宅改修(介護給付・予防給付)

・ 家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をしたとき、工事費用に対して負担割合に応じた給付をします。 (限度額 20 万円まで)

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
住宅改修(介護給付)	人/月	15	16	21
住宅改修(予防給付)	人/月	7	9	8

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修(介護給付)	人/月	29	30	31
住宅改修 (予防給付)	人/月	9	9	9

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

・ 居宅介護支援は、在宅の要介護者の心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望などを踏まえて、介護サービス計画(ケアプラン)を居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成し、居宅サービス・地域密着型サービス等を適切に利用できるように、利用者を支援します。

介護予防支援は、在宅の要支援となった人に合った介護サービス計画を地域包括支援 センターの介護支援専門員や保健師などが作成し、介護予防サービス・地域密着型介護 予防サービス等を適切に利用できるように、利用者を支援します。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護支援	人/月	2, 485	2, 452	2, 442
介護予防支援	人/月	478	527	562

【サービス利用量の見込み】

区 分	_	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	人/月	2, 447	2, 458	2, 502
介護予防支援	人/月	566	568	569

3. 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な生活圏域で提供されるサービスです。

(1) 定期巡回。随時対応型訪問介護看護

・ 要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が 密接に連携しながら、一日複数回短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービス です。また、介護予防サービスはありません。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
定期巡回•随時対応型訪問介護看護	人/年度	1	1	1

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回 • 随時対応型訪問介護看護	人/年度	1	1	1

(2) 夜間対応型訪問介護

・ 安心して在宅生活が送れるよう、夜間の定期的な巡回訪問や通報システムによる通報を受けて、訪問介護員(ホームヘルパー)などが家庭で必要な生活援助を行うサービスです。また、介護予防サービスはありません。

【サービス利用量の状況】

区分	'		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
夜間対応型訪問介護		人/年度	0	0	0

【サービス利用量の見込み】

区	分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
夜間対応型訪問介護		人/年度	0	0	0

・ サービス提供事業所の開設が未定であるため、利用見込はありません。

(3) 認知症対応型通所介護 • 介護予防認知症対応型通所介護

・ 在宅の認知症のあるかたが通所介護事業所に通い、食事・入浴・排せつなどの介護や 日常生活のための機能訓練などを行うサービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
認知症対応型通所介護	回/月	633. 8	666. 5	756. 7
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	1	1	0

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型通所介護	回/月	753. 6	757. 3	790. 7
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

・ 介護が必要となったかたの環境や心身の状態に応じて、入浴や食事その他の日常生活に 必要なお世話を行う通所(デイサービス)を中心に、訪問や泊りのサービスを組み合わせ、 自立した在宅生活を営むことができるよう多機能なサービスを提供します。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
小規模多機能型居宅介護	人/月	54	58	58
介護予防小規模多機能型 居宅介護	人/月	4	4	3

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型居宅介護	人/月	75	75	75
介護予防小規模多機能型 居宅介護	人/月	4	4	4

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

・ 認知症のかたが、9人程度で住居(グループホーム)において共同生活を営みながら、食事・入浴・排せつ等の介護や支援のほか、日常生活のための機能訓練を行うサービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
認知症対応型共同生活介護	人/月	255	257	265
介護予防認知症対応型共同 生活介護	人/月	1	1	1

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	人/月	269	269	269
介護予防認知症対応型共同 生活介護	人/月	1	1	1

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

・ 地域密着型の特定施設(有料老人ホーム等)に入居している介護の必要なかたへ食事・ 入浴・排せつ等の介護や日常生活のための機能訓練などを行うサービスで、利用者の療 養生活の質の向上を図ります。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
地域密着型特定施設入居者 生活介護	人/月	22	23	23

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型特定施設入居者 生活介護	人/月	23	0	0

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

・ 地域密着型の特別養護老人ホーム (定員 29 人以下) に入所しているかたに、食事・入 浴・排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人/年度	0	0	0

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人/年度	29	29	29

[・]令和3年度 新規に開設予定です。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

・ 1つの事業所が、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて提供するサービスで、利用者の医療ニーズなどに対応し、柔軟に提供するサービスです。実績はありません。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
看護小規模多機能型居宅 介護	人/年度	0	0	0

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
看護小規模多機能型居宅 介護	人/年度	0	0	29

(9) 地域密着型通所介護

・ 介護の必要な方が自宅から介護事業所 (デイサービスセンター) に通い、食事・入浴・ 排せつなどの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

通所介護事業で定員 18 人未満の事業所は平成 28 年 4 月 1 日より地域密着型通所介護となりました。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
地域密着型通所介護	回/年度	1, 433. 6	1, 428. 8	1, 527. 8

【サービス利用量の見込み】

区	分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型通所介護		回/年度	1, 537. 2	1, 553. 6	1, 571. 8

4. 施設サービス

施設サービスは、要介護状態が重度化し居宅における生活が困難な場合、介護を受けながら安心して生活を送ることができるよう、介護もしくは治療が中心になるのかによって 入所する施設を4種類から選択し、サービスの提供を受けます。

(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

・ 寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難なかた が入所します。食事・入浴・排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などを行 う施設サービスです。

【サービス利用量の状況】

区	分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護老人福祉施設		人/月	573	611	613

【サービス利用量の見込み】

区	分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設		人/月	633	638	643

(2) 介護老人保健施設

・ 病状が安定し、自宅に戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要な要介護のかた が入所します。医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施 設サービスです。

【サービス利用量の状況】

区	分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護老人保健施設		人/月	363	367	374

【サービス利用量の見込み】

区	分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人保健施設		人/月	305	305	305

(3) 介護療養型医療施設

・ 急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とするかたに対し、医療機関の病床において、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護療養型医療施設	人/月	153	123	20

【サービス利用量の見込み】

区	分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護療養型医療施設		人/月	2	2	2

・市内の介護療養型医療施設は介護医療院に転換済みですが、住所地特例の利用を見込んで おります。

(4) 介護医療院

・ 長期にわたり療養が必要であるかたに対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、そのかたが有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができる施設です。

【サービス利用量の状況】

	区	分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護医療院			人/月	1	1	47

【サービス利用量の見込み】

	区	分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護医療院			人/月	170	173	177

5. 介護保険施設等整備計画

介護が必要な状態となっても、できる限り現在の住まいで暮らし続けたいと考えているか たは多く、今後も在宅生活を支援する在宅サービスの充実が求められています。

その一方で、施設入所の待機者数は令和2年4月1日現在701人で、うち在宅の入所待機者は357人います。在宅での介護が困難な人の生活の場を確保するため、一定の施設整備を進め、待機者の解消を図る必要があります。また、認知症高齢者の数は増加すると見込まれ、認知症のかたの支援も必要となっています。

○ 有料老人ホーム等で介護サービスが受けられる特定施設入居者生活介護の指定により 定員 37 人増の整備を計画します。

○ 地域密着型サービス施設

医療依存度の高い方や看取り・病状不安定期における在宅生活の継続を支援する看護 小規模多機能型居宅介護(登録 29 人)の整備を進めるほか、介護予防拠点 1 施設の整備 を計画します。

介護保険施設等整備計画

T-7	分		第7期	第	8期 計画	画
区			2年度	3年度	4年度	5年度
特定施設入居者生活介護	定員	(人)	103	103	140	140
村 是 他	事業所数	(事業所)	4	4	5	5
地域密着型特定施設	定員	(人)	23	23	0	0
入居者生活介護	事業所数	(事業所)	1	1	0	0
看護小規模多機能型	登録定員	(人)	0	0	0	29
居宅介護	事業所数	(事業所)	0	0	0	1
企業医療 陸	定員	(人)	120	170	170	170
介護医療院	事業所数	(事業所)	1	1	1	1
介護老人保健施設	定員	(人)	300	250	250	250
	事業所数	(事業所)	3	2	2	2
介護予防拠点	設置箇所数		2	2	3	3
介護老人福祉施設	定員	(人)	590	590	590	590
(移転)	事業所数	(事業所)	8	8	8	8

6. 保険給付費の見込み

第8期の計画期間における各サービスの利用見込みに基づき算出した保険給付費の見込みは、次のとおりです。

(1)介護給付費 (単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)居宅サービス	3, 656, 230	3, 796, 107	3, 837, 048
① 訪問介護	844, 547	858, 869	870, 095
② 訪問入浴介護	64, 476	64, 512	63, 940
③ 訪問看護	138, 026	143, 680	147, 919
④ 訪問リハビリテーション	9, 143	9, 148	9, 148
⑤ 居宅療養管理指導	8, 712	8, 888	9, 048
⑥ 通所介護	879, 230	890, 005	902, 555
⑦ 通所リハビリテーション	179, 803	185, 378	188, 197
⑧ 短期入所生活介護	1, 096, 979	1, 104, 188	1, 113, 766
⑨ 短期入所療養介護	3, 029	3, 030	3, 030
⑩ 特定施設入居者生活介護	238, 367	332, 462	332, 462
⑪ 福祉用具貸与	185, 258	186, 934	187, 523
⑫ 特定福祉用具販売	8, 660	9, 013	9, 365
(2)地域密着型サービス	1, 410, 666	1, 357, 371	1, 459, 670
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2, 009	2, 010	2, 010
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	90, 015	90, 228	94, 574
④ 小規模多機能型居宅介護	179, 759	179, 859	179, 859
⑤ 認知症対応型共同生活介護	820, 174	820, 430	820, 672
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	55, 637	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	96, 755	96, 809	96, 809
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	95, 655
⑨ 地域密着型通所介護	166, 317	168, 035	170, 091
(3)住宅改修	21, 398	22, 167	22, 935
(4)居宅介護支援	467, 810	470, 179	479, 012
(5)介護保険施設サービス	3, 750, 964	3, 783, 713	3, 813, 549
① 介護老人福祉施設	2, 004, 408	2, 022, 632	2, 035, 600
② 介護老人保健施設	977, 934	978, 477	978, 477
③ 介護医療院	760, 851	774, 828	791, 696
④ 介護療養型医療施設	7, 771	7, 776	7, 776
介護給付費計(小計) (I)	9, 307, 068	9, 429, 537	9, 612, 214

(2)介護予防給付費

(2)介護予防給付費			(単位:千円)
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)介護予防サービス	89, 822	89, 926	89, 995
① 介護予防訪問入浴介護	544	545	545
② 介護予防訪問看護	11, 279	11, 285	11, 285
③ 介護予防訪問リハビリテーション	1, 513	1, 514	1, 514
④ 介護予防居宅療養管理指導	460	460	460
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	23, 463	23, 476	23, 476
⑥ 介護予防短期入所生活介護	5, 668	5, 671	5, 671
⑦ 介護予防短期入所療養介護	0	0	0
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	10, 762	10, 768	10, 768
⑨ 介護予防福祉用具貸与	33, 441	33, 515	33, 584
⑩ 特定介護予防福祉用具販売	2, 692	2, 692	2, 692
(2)地域密着型介護予防サービス	6, 214	6, 217	6, 217
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	3, 376	3, 378	3, 378
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	2, 838	2, 839	2, 839
(3)住宅改修	7, 200	7, 200	7, 200
(4)介護予防支援	30, 362	30, 484	30, 538
介護予防給付費計 (小計) (Ⅱ)	133, 598	133, 827	133, 950

総給付費(合計)(I)+(Ⅱ)	9, 440, 666	9, 563, 364	9, 746, 164
第8期計画の合計		28, 750, 194	

第4章 地域支援事業

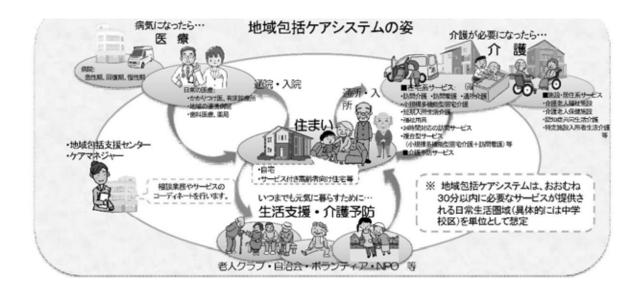
第4章 地域支援事業

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

日本は、かつてないスピードで少子高齢化が進んでいます。総務省統計局によると 65 歳以上の高齢者人口は、3,617 万人を超えており (2020 年 9 月 15 日現在推計)、総 人口に占める割合は 28.7%と過去最高となっています。特に、いわゆる団塊の世代と 言われる 1947 年から 1949 年生まれの方々が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年には、 高齢化率は 30%となる見込みです。

そのため、国は住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けることができるよう、令和7年をめどに住まい・医療・介護・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。このシステムは、市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

本市では地域住民、ボランティア団体等や、関係機関とのネットワークを強化しながら、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。



2. 地域支援事業の概要

地域ケアシステムの実現に向け、高齢者の社会参加、介護予防に向けた取組、配食・ 見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方へ の支援の仕組み等を一体的に推進しながら高齢者を支えていく体制を構築するために 実施しているのが「地域支援事業」です。被保険者が介護や支援が必要な状態になることを予防するとともに、介護や支援が必要となった場合でも可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援を行います。

表 地域支援事業の構成

	介護予防・日常生活支援総合事業
地域支援事業	包括的支援事業
	任意事業

地域支援事業は、上の表のように大きく3つの事業で構成されます。

個別の事業の詳細については後述しますが、第8期介護保険事業計画期間中は、次の 点に力を入れてまいります。

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業では、介護予防・通いの場づくり事業や地域共生の居場所(地域の茶の間)支援事業により、コロナ禍での引きこもりの防止やフレイル予防に努めます。短期集中通所型サービスC事業との連携など、より効果的な事業の展開を図ります。
- ・ 包括的支援事業においては、地域包括支援センターの機能強化や在宅医療・介護 連携の推進、認知症施策の推進に取り組みます。

また、令和2年度から医療保険による保健事業と地域支援事業による介護予防とが連携した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」が始まりました。高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握でき、保健師や管理栄養士といった専門職が高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行います。

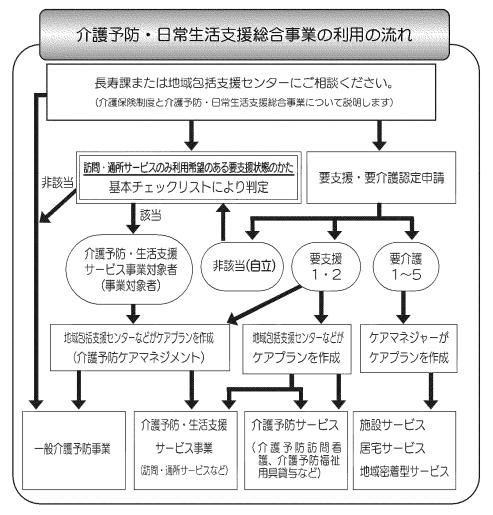
さらに、スポーツを通じての心身の健康や生きがいづくりによる介護予防を推進するとともに、自立支援・重度化防止等のため平成30年度に創設された保険者機能強化推進交付金及び令和2年度創設の介護保険保険者努力支援交付金の評価指標を踏まえたPDCAサイクルに基づき着実に事業を進め、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

3. 介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指すもので、本市では平成29年度から現在の総合事業に移行しております。本市の実情に合った介護予防・日常生活支援総合事業を実施してまいります。

表 介護予防・日常生活支援総合事業

区	分	内 容	
介護予防・生	訪問型サービス	訪問型サービス	
活支援サービス事業	通所型サービス	通所型サービス	
介護予防ケアマ	マネジメント事業	介護予防ケアマネジメント事業	
一般介護予防	介護予防普及啓発	健康相談事業	
事業	事業	生きがい健康づくり支援事業	
		認知症予防教室開催事業	
	地域介護予防活動	食生活改善事業	
	支援事業	介護予防・通いの場づくり事業	
		地域共生の居場所(地域の茶の間)支援事業	
		シニアいきいきポイント事業	
その他		審査支払手数料	



(1)介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者と総合事業対象者の多様なニーズに対応するため、訪問型サービスと通所型サービスを実施します。

生活支援コーディネーターや協議体で把握された地域のニーズや資源等の実情を踏まえ、 更に必要なサービスを確保します。訪問型サービス等については、生活支援整備事業を十分 活用し、ボランティアや地縁組織等の活動を支援しながら、必要に応じた担い手を確保すると ともに、多様な主体による多様なサービスの提供体制の確立に努めます。

① 訪問型サービス

ア 訪問介護相当サービス

市の指定事業者が、訪問介護員による生活援助等を提供します。

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用回数	5, 295 回	5, 231 回	5, 319 回

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数	5, 400 回	5, 400 回	5, 400 回

イ 訪問型サービスB(住民主体による支援)

高齢者の日常生活を支援するために、地域で活動する住民主体の自主活動として 行う生活援助等のサービスを提供する団体等に補助を行います。

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
実施団体数	0 団体	0 団体	0 団体

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施団体数	2 団体	3 団体	4 団体

ウ 訪問型サービスD(移動支援)【新規事業】

高齢者の日常生活を支援するために、地域で活動する住民主体の自主活動として 行う通院等の送迎前後の付き添い支援サービスを提供する団体等に補助を行います。

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施団体数	1 団体	1 団体	1 団体

エ 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)

介護予防訪問介護相当サービスの指定基準を緩和し、市の指定事業者が行うサービスです。第8期中の実施を目指します。

② 通所型サービス

ア 通所介護相当サービス

市の指定事業者が、生活機能向上のための機能訓練等のサービスを提供します。

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用回数	7, 246 回	7,660 回	7, 458 回

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数	7, 900 回	7, 900 回	7, 900 回

イ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)

要支援1・2又は事業対象者を対象にした、短期集中予防サービスです。

高齢者自身の日常生活動作の能力を高め、本人の介護予防の実践に結びつけていくため、運動器の機能向上のプログラムを実施します。

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用回数	61 回	130 回	20 回

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数	252 回	336 回	420 回

ウ 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)

介護予防通所介護相当サービスの指定基準を緩和し、市の指定事業者が行うサービスです。第8期中の実施を目指します。

エ 通所型サービスB(住民主体による支援)

地域で活動する住民主体の自主活動として行う体操や運動等の活動などのサービス を提供する通いの場を運営する団体へ補助を行うものです。第8期中の実施を目指し ます。

(2)介護予防ケアマネジメント事業

要支援1・2又は事業対象者で、介護予防及び日常生活支援を目的として、総合事業に位置付けられるサービスだけを利用する方に対して、心身の状況、置かれている環境 その他の状況に応じ、対象者自らの選択に基づきケアプランを作成し、適切なサービス が包括的かつ効率的に提供され事業が効率的に実施されるよう援助します。

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
延べ利用人数	8, 186 人	8, 133 人	7, 788 人

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	8, 100 人	8, 100 人	8, 100 人

(3)一般介護予防事業

すべての高齢者を対象に、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

① 介護予防普及啓発事業

高齢者を対象に、健康教育・健康相談等の取り組みを通じて、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域において自発的な介護予防に結びつくよう支援を行います。

ア 健康相談事業 (健康課)

健康に関する不安の解消、健康の保持増進を図る介護予防につなげるため、地域で の個別健康相談を行います。

【実施状況】

	区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
講演会	開催回数	21 回	29 回	17 回
	延べ参加人数	208 人	483 人	420 人
相談会	開催回数	30 回	28 回	10 回
	延べ参加人数	990 人	509 人	64 人

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
講演会	開催回数	25 回	25 回	25 回
	延べ参加人数	400 人	400 人	400 人
相	開催回数	30 回	30 回	30 回
談会	延べ参加人数	650 人	650 人	650 人

イ 生きがい健康づくり支援事業

地域の公民館や町内会館等を利用し、「教育講座」「健康教室」「軽運動教室」「趣味活動教室」「レクリエーション」等、地域におけるさまざまな社会資源を活用し、高齢者の社会的孤立感の解消及び要介護状態への進行の予防を図り、生きがいと社会参加を促進します。

【実施状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	890 回	1, 057 回	1, 324 回
延べ参加人数	9, 157 人	10, 208 人	9, 813 人

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1, 289 回	1, 300 回	1, 300 回
延べ参加人数	11, 000 人	11,000 人	11, 000 人

ウ 認知症予防教室開催事業

認知症に対する正しい理解と普及啓発、認知症予防に関する周知を図ることを目的に認知症予防教室を開催します。

【実施状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度		
開催回数	22 回	40 回	21 回		
参加者数	226 人	601 人	317 人		

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	44 回	45 回	45 回
参加者数	705 人	720 人	720 人

② 地域介護予防活動支援事業

地域で行う介護予防活動に高齢者が自ら参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、食生活改善推進員(ヘルスメイト)による伝達講習への支援、地域住民が主体となって行う、介護予防を目的とする通いの場づくり活動への支援、地域づくりの拠点となる地域の居場所(地域の茶の間)の運営活動への支援、高齢者のボランティア活動による社会参加を促進するシニアいきいきポイント事業を行います。

ア 食生活改善事業(健康課)

生活習慣病の予防を図り、正しい食生活の普及活動を行うため、ヘルスメイトによる伝達講習を行い、高齢者や高齢者を抱える家族に対して介護予防のための調理教室を開催します。

【実施状況】

	区	分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	
	ヘルスメイト	開催回数	10 回	10 回	7 回	
	講習会	参加者数	130 人	110 人	94 人	
	ヘルスメイト 伝達講習	開催回数	7 回	5 回	3 回	
		参加者数	100 人	56 人	37 人	

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
ヘルスメイト 講習会	開催回数	10 回	10 回	10 回	
	参加者数	125 人	125 人	125 人	
ヘルスメイト 伝達講習	開催回数	7 回	7 回	7 回	
	参加者数	100 人	100 人	100 人	

イ 介護予防・通いの場づくり事業

高齢者がいつまでも住み慣れた場所でいきいきと健康で過ごせるよう、地域住民が 主体となり、介護予防に効果的な活動を行う住民団体等を支援し、高齢者自らの介護 予防の意識の高まりや地域での活動の広がりを支援します。

【実施状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
団体数	15 団体	25 団体	24 団体
延べ参加人数	4, 107 人	8, 884 人	6, 921 人

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数	30 団体	60 団体	100 団体
延べ参加人数	9, 000 人	18, 000 人	30, 000 人

ウ 地域共生の居場所(地域の茶の間)支援事業

高齢者がいつまでも住み慣れた場所でいきいきと健康で過ごせるよう、地域住民 同士の支え合いによるつながりを進める拠点を目指し、地域の集会所や空き家等を 活用して、子供から高齢者、障害者の誰もが気軽に集まることができる居場所とし て地域住民主体の活動や運営を支援します。

【実施状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
団体数	_	_	3 団体
延べ参加人数	-	_	1, 206 人

(令和2年度からの事業)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数	4 団体	5 団体	6 団体
延べ参加人数	800 人	1,000 人	1, 000 人

エ シニアいきいきポイント事業

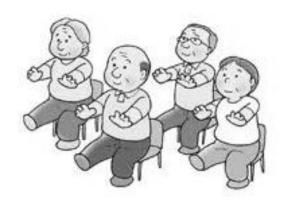
高齢者が要介護状態となることを予防する事業として、高齢者の社会参加及び地域 貢献を奨励し、ボランティア活動を通じて自らの介護予防を促進するとともに、元気 な高齢者が暮らす地域社会づくりを支援します。

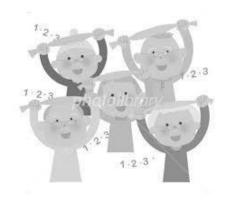
【実施状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
受入事業所数	- 59 団体		68 団体
登録者数	-	67 人	48 人

(令和元年度からの事業)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受入事業所数	70 団体 80 団体		90 団体
登録者数	70 人	80 人	90 人





4. 包括的支援事業

包括的支援事業は、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメントなどで構成され、日常生活圏域ごとに設置されている地域包括支援センターへ業務を委託し、行っています。

表 包括的支援事業

	X 6/1	HIAWTA
	区 分	事 業 名
包括	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター運営事業
的		総合相談支援事業
包括的支援事業		権利擁護事業
業		包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
	社会保障充実分	在宅医療・介護連携推進事業
		生活支援体制整備事業 (第1層・第2層協議体設置事業、 地域支え合い活動支援事業)
		認知症総合支援事業
		地域ケア会議推進事業

(1) 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターは、地域において包括的支援事業を一体的に実施する役割を担う中核機関として、市内に7か所設置しています。第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満の区域ごとに設置し、各地域包括支援センターでは保健師(看護師)、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職種が、その知識や技能を活かしながらチームで活動し、包括的支援事業を行っています。

【設置状況】

地域包括支援センター名	生活圏域	所在地
大館市地域包括支援センター	大館 (第一中学区)、	大館市字三ノ丸103-4
かつら	下川沿地区	(大館市総合福祉センター内)
大館市地域包括支援センター	大館 (東中学区)、	大館市字下綱123
水交苑	長木地区	(ケアハウス樹海の里内)

大館市地域包括支援センター	釈迦内、花岡、矢立	大館市花岡字姥沢34-1	
神山荘	地区	(花岡コミュニティさろん内)	
大館市地域包括支援センター	上川沿、十二所地区	大館市十二所字大水口4-5	
おおたき	工川冶、 一別地区	(特別養護老人ホームつくし苑併設)	
大館市地域包括支援センター	真中、二井田地区	大館市下川原字向野17-1	
大館南		(特別養護老人大館南ガーデン内)	
大館市地域包括支援センター	比内地域全域	大館市比内町扇田字上扇田49-1	
ひない	,	(いきいきシルバーサポートひない内)	
大館市地域包括支援センター	田代地域全域	大館市岩瀬字上岩瀬塚の岱16	
長慶荘	四10地域主域 	(大館市田代いきいきふれあいセンター内)	

ア 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を維持していくことができるよう地域における関係者とのネットワークを構築・強化するとともに、高齢者の心身の状況、生活環境、必要な支援等を幅広く把握し、各種相談を受け付け、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用に結びつけていくなどの支援を行います。

イ 権利擁護業務

自ら権利主張や権利行使をすることができない状況にある高齢者に対し、成年後見制度の活用促進、虐待や人権侵害が明らかになった場合の老人福祉施設等の入所措置、及び消費者被害に対する情報提供など、高齢者に対する権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行います。

高齢者虐待の防止とその対応、また、虐待者となりうる養護者への支援について、 大館市高齢者虐待対応マニュアル(平成24年4月1日改正)に添って、地域包括支援 センター、関係事業者等と緊密な連携を図り、適切かつ効果的に対応していきます。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、住宅と施設の連携など、また、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、ボランティア活動などさまざまな社会資源を活用できるよう連携・協力体制を整備し、包括的・継続的ケアマネジメントを実施します。

- ◆介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定し、日常的な業務の円滑な実施 を支援します。
- ◆介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など多職 種連携について、その整備を検討していきます。
- ◆様々な専門職種が、公的サービスや他の社会資源を積極的に活用しながら、高齢 者個人の課題分析と在宅生活の支援に向けた個別ケースの検討を行うため、「地域 ケア会議」を行います。

【相談業務の状況】 (延べ件数)

相談内容	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護保険・予防事業に関すること。	18, 911 件	20, 183 件	21, 320 件
総合事業に関すること。	6, 967 件	6, 865 件	7, 431 件
施設入所に関すること。	652 件	738 件	715 件
虐待の対応に関すること。	380 件	475 件	97 件
成年後見制度に関すること。	14 件	18 件	21 件
消費者被害に関すること。	9 件	7 件	18 件
医療・健康に関すること。	3, 018 件	3, 446 件	3, 700 件
その他 (生活相談・在宅福祉・家庭内トラブル等)	2,149件	2,696件	3, 517 件
合 計	32, 100 件	34, 428 件	36, 819 件

【年次計画(目標値)】

(延べ件数)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	37, 000 件	38, 000 件	39, 000 件

【介護予防プラン(介護予防ケアマネジメント)作成状況】

(延べ件数)

区	分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	介護予防プラン作成件数 (介護予防ケアマネジメント)		8, 133 件	7, 788 件

※3.(2)介護予防ケアマネジメント事業 再掲

【年次計画(目標値)】

(延べ件数)

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	介護予防プラン作成件数 (介護予防ケアマネジメント)		8, 100 件	8, 100 件	

※3. (2) 介護予防ケアマネジメント事業 再掲

(2)地域包括支援センターの機能強化

市は、地域包括支援センターの責任主体として、適切な運営を行うための基本指針・ 運営指針の策定や体制整備などの必要な支援について、地域包括支援センター運営協議 会において協議・検討し、地域包括支援センターの運営全般に対し積極的に関与すると ともに地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すために、その機能強化を図ります。

◆地域の実情とさまざまな社会資源を活用した地域ケア体制の整備を図る上で、地域 包括支援センターはその中心機関となることから、高齢者が地域で安心して生活を 続けるために、保健・医療・福祉・介護サービスが適切に提供できるよう、関係機 関とのネットワーク強化を図り、包括的・継続的な支援を行います。

(3) 在宅医療・介護連携推進事業

高齢化が進むことにより、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを可能な限り続けられるよう、医療と介護のさらなる連携が必要であることから、多職種連携により在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を整備します。

- ◆地域の医療・介護の資源の把握を行います。
- ◆在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行います。
- ◆切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を推進します。
- ◆医療・介護関係者の情報共有を支援します。
- ◆在宅医療・介護連携に関する相談支援を行います。
- ◆医療・介護関係者の連携を実現するため、多職種でのグループワーク等の研修を 行います。
- ◆地域住民へ在宅医療・介護連携の理解を促進するための普及啓発を図ります。
- ◆在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携を図ります。

(4) 生活支援体制整備事業

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、生活支援コーディネーター(支え合い推進員)と住民主体の協議体(支え合い推進会議)を設置し、地域の支え合いの仕組みづくりを支援していきます。

- ◆地域における課題(不足するサービス等)を把握し、サービスの担い手を養成し、 地域住民主体による生活支援等サービスの構築を支援していきます。
- ◆市全域の課題を担う第1層協議体と日常生活圏域での課題等を担う第2層協議体が、 定期的な情報共有の協議を開催して、それぞれの生活支援コーディネーターを介し て互いに補完し、協議体の強化を図っていきます。

【実施状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
協議体数	第1層 1ヶ所	第1層 1ヶ所	第1層 1ヶ所
	第2層 6ヶ所	第2層 7ヶ所	第2層 7ヶ所
生活支援コーディネーター数	第1層 1人	第1層 1人	第1層 1人
	第2層 6人	第2層 7人	第2層 7人

【年次計画(目標値)】

(延べ件数)

区	分	令和3年度		令和 4	1年度	令和 5	5年度
協議	体数	第 1 層 第 2 層	1ヶ所 7ヶ所	第 1 層 第 2 層	1ヶ所 7ヶ所	第 1 層 第 2 層	1ヶ所 7ヶ所
生活支援コー	ディネーター数	第 1 層 第 2 層	1人 7人	第1層 第2層	1人 7人	第 1 層 第 2 層	1人 7人

(5) 認知症総合支援事業

急速に高齢化が進むなか、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の本人やその家族に対する「早期診断・早期対応」の支援体制の構築を推進します。

ア 認知症初期集中支援事業

認知症の本人や家族に対して、短期間で集中的に支援を行い、適切な医療・サービスにつなげる「認知症初期集中支援チーム」の体制を整備し、早期診断・早期対応を推進します。

【実施状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
支援対象者数	3 人	3 人	5人

【年次計画(目標値)】

(延べ件数)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援対象者数	10 人	10 人	10 人

イ 認知症地域支援推進員の設置

認知症の容態の変化に応じて、必要な医療、介護等サービスを効果的に提供できるよう、市及び地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し相談支援を行うとともに、関係機関とのネットワークの構築と認知症ケアの向上を推進します。

【設置状況】

区	分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
推進	員数	9人	11 人	9 人

【年次計画(目標値)】

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
推進	員数	11 人	11 人	11 人

ウ 認知症カフェ設置による支援

認知症の本人やその家族のみならず、地域住民や専門職が集う場として「認知症カフェ」を設置し、認知症の人を支えるつながりを支援します。

【設置状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	9 🗆	11 📵	0 🗆

【年次計画(目標値)】

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催	回数	12 回	12 回	12 回

(6) 地域ケア会議推進事業

市は、地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体で構成する「地域ケア推進会議」を開催し、地域包括支援センター主催の「地域ケア個別会議」「地域ケア会議」で共有された地域の課題の解決のため、地域包括支援センターと緊密に連携し、地域づくりや政策形成、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進する体制を整えてまいります。

【開催状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
地域ケア個別会議	14 回	12 回	8 🗆
地域ケア会議	12 回	10 回	17 🖸
地域ケア推進会議	1 回	1 回	1 回

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア	個別会議	15 回	20 回	25 回
地域ケ	ア会議	20 回	20 回	20 回
地域ケア	推進会議	1 🗆	1 🛭	1 回

5. 任意事業

家族介護支援事業など、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立 した日常生活の支援のため、さまざまな事業を実施します。

表 任意事業

	区 分	事業名
任金	家族介護支援事業	家族介護教室開催事業
任意事業		認知症高齢者見守り事業
素 		家族介護継続支援事業 (介護用品券支給事業)
	その他事業	成年後見制度等利用支援事業
		住宅改修支援事業
		認知症サポーター等養成支援事業
		地域自立生活支援事業 (高齢者等配食サービス事業)

(1) 家族介護支援事業

介護方法の指導、その他の要介護被保険者を現に介護する家族等に対する支援のための必要な事業を実施します。

① 家族介護教室開催事業

要介護者を含む高齢者を介護している家族等に対し、適切な介護方法や介護予防、介護者の健康づくりについての知識・技術を習得させるとともに、身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的に、家族介護者教室を開催します。

【実施状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	30 回	38 🗉	24 回
参加者数	477 人	530 人	363 人

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	37 回	37 回	37 回
参加者数	630 人	630 人	630 人

② 認知症高齢者見守り事業

認知症に関する講演会を開催し、市民へ認知症に対する正しい知識の普及を図るとともに、認知症高齢者が地域において安心・安全に生活できるよう、早期発見可能な仕組みづくりや見守り体制を整備します。

ア 徘徊高齢者等見守りシール交付事業

認知症等により徘徊行動がみられる高齢者等を早期に安全に保護するためのシステム(※)の利用により、本人及びその家族の精神的負担の軽減を図ります。

(※携帯電話等で読取可能な二次元バーコードシールを 徘徊高齢者の衣類等に貼り付け、 発見した第三者と、事前に登録した家族等の連絡先とが二次元バーコードを通じて通 信するシステム)

【交付状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
延べ交付件数	16 件	23 件	33 件

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ交付件数	40 件	50 件	60 件

イ はちくんパトロール隊事業

認知症高齢者の道迷いや行方不明事案の増加に対応するため、地域全体が気軽に参加できる見守り活動として、市内在住の愛犬家が、日常の散歩の時間を地域の見守りを意識した活動として展開することで地域の見守り役として登録する体制を拡大してまいります。

【交付状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
延べ登録者数	51 人	56 人	66 人

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ登録者数	80 人	90 人	100 人

③ 家族介護継続支援事業(介護用品券支給事業)

寝たきり高齢者等の介護を要する家族の経済的負担の軽減を図るため、介護用品支給 券を交付し、在宅介護の継続を支援します。

◆対象者:要介護4及び5の認定を受けた要介護者を有する市民税非課税世帯

◆支給券:5,000円/月

◆介護用品:紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
交付者数	64 人	57 人	46 人

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数	47 人	47 人	47 人

(2) その他事業

被保険者の地域における自立した日常生活支援のため必要な事業を実施します。

① 成年後見制度等利用支援事業

成年後見の利用が必要と認められるが、身寄りがなく申し立てを行う親族がいない場合、市長申立てにより成年後見制度を利用できます。その際の申立てや成年後見人等の報酬などの費用を助成し、手続きを支援します。

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
申立件数	2 件	3 件	2 件
助成件数	1 件	1 件	0 件

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申立件数	3 件	5 件	7 件
助成件数	1 件	2 件	3 件

② 住宅改修支援事業

介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給対象となる住宅改修費について、介護支援専門員などが支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を 作成した場合、作成者に手数料を支払い、住宅改修の利用と促進を図ります。

◆手数料:2,000円/1件

③ 認知症サポーター等養成事業

ア 認知症サポーター養成事業

認知症キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座の開催を支援します。

【実施状況】

<u> </u>			
区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	44 回	27 回	25 回
参加者数	695 人	826 人	456 人

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	32 回	37 回	42 回
参加者数	400 人	500 人	600 人

イ 認知症あんしんサポート事業所認定事業

認知症のかたが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、見守りなどにより支え合う地域づくりを目指し、認知症に対する正しい知識をもち、認知症の人及びその家族を温かく見守る事業所などを「認知症あんしんサポート事業所」として認定します。

【実施状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
延べ認定事業所数	-	8 事業所	10 事業所

(令和元年度からの事業)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ認定事業所数	20 事業所	30 事業所	40 事業所

④ 地域自立生活支援事業(高齢者等配食サービス事業)

一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯で、心身の障害や傷病等の理由により調理が 困難な方を対象に、栄養バランスのとれた食事(夕食)の配達と安否確認を行います。 利用者の体調や生活状況に異変があった場合には、関係機関に連絡を行うともに、栄養 改善、介護予防及び在宅生活の自立支援を図ります。

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用者数 (利用回数)	221 人 (21, 188 回)	172 人 (32, 446 回)	161 人 (33, 565 回)
配食事業者数	5 業者	5 業者	4 業者

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (利用回数)	185 人 (40, 237 回)	185 人 (40, 237 回)	185 人 (40, 237 回)
配食事業者数	4 業者	4 業者	4 業者

6. 地域支援事業の見込み

(1) 地域支援事業にかかる費用の見込み

なお一層の介護予防に取り組むため、第8期中の地域支援事業費は、第7期以上の合計額を見込む一方、期間中の伸びをほぼ横ばいとし、急激な費用の上昇を抑えています。

表 地域支援事業費の見込み (単位:千円)

	衣 地	以又仮争未負の兄	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	
	第8期事業計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支援	事業費	565, 923	570, 140	574, 348
	養予防 • 日常生活支援 合事業 -	427, 965	431, 378	434, 783
	介護予防・ 生活支援サービス費	353, 135	356, 252	359, 416
	介護予防ケアマネジ メント費	35, 720	35, 720	35, 720
	一般介護予防事業費	37, 194	37, 488	37, 726
	審査支払手数料	1, 916	1, 918	1, 921
	舌的支援事業 意事業 -	137, 958	138, 762	139, 565
	包括的支援事業	91, 547	91, 547	91, 547
	(社会保障充実分)	32, 589	32, 964	33, 339
	任意事業	13, 822	14, 251	14, 679

第8期地域支援事業費の合計額	1, 710, 411 千円
----------------	----------------

第5章 高齢者福祉事業

第5章 高齡者福祉事業

高齢者が健康で生きがいを持った生活が送れるよう、見守り・支え合いの地域づくり、地域における生きがいづくりなどを支援するため、地域支援事業やその他の福祉事業と相互に補完し合う、さまざまな高齢者福祉事業を実施します。

1. 高齢者の状況

【年度別状況】

(住民基本台帳・高齢者在宅実態調査 各年7月1日現在)

年	65 歳 ~ 74 歳 (人)	75 歳 ~ 84 歳 (人)	85 歳 以上 (人)	合 計 (人)	高 齢 (%) 率	大館市人口	一人暮らし	高齢者のみ	高齢者世帯
平成 23 年	11, 040	10, 289	3, 690	25, 019	31. 2	80, 068	3, 246	3, 520	6, 766
24 年	11, 082	10, 419	3, 920	25, 421	32. 1	79, 154	3, 344	3, 644	6, 988
25 年	11, 231	10, 482	4, 179	25, 892	33. 1	78, 142	3, 453	3, 786	7, 239
26 年	11, 590	10, 300	4, 394	26, 284	34. 1	77, 067	3, 551	3, 912	7, 463
27 年	11, 968	10, 181	4, 608	26, 757	35. 2	76, 020	3, 567	4, 058	7, 625
28 年	12, 087	10, 051	4, 968	27, 106	36. 1	75, 044	3, 651	4, 129	7, 780
29 年	12, 163	10, 023	5, 147	27, 333	36. 9	74, 047	3, 743	4, 331	8, 074
30 年	12, 241	9, 884	5, 413	27, 538	37. 7	72, 975	3, 820	4, 541	8, 361
令和元年	12, 264	9, 794	5, 578	27, 636	38. 4	71, 931	3, 937	4, 555	8, 492
2年	12, 377	9, 480	5, 728	27, 585	38. 9	70, 849	3, 987	4, 790	8, 777

本市の人口がここ 10 年間で人口が約 9,200 人減少している一方で、高齢者のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯は年々増え続けています。

【地区ごとの状況 (施設入所者を除く)】

(住民基本台帳・高齢者在宅実態調査 令和2年7月1日現在)

	地區	区人口(人	()	65 歳り	上の人口	(人)		65 歳以上 の一人暮	65 歳以上 の高齢者
地区名	男	女	合計	男	女	合計	高齢化率 (%)	らしの世帯 (世帯数)	のみの世帯 (世帯数)
大 館	12, 939	14, 780	27, 719	3, 589	5, 591	9, 180	33. 12	1, 790	1, 758
釈迦内	3, 040	3, 408	6, 448	1, 103	1, 486	2, 589	40. 15	393	473
長木	1, 858	2, 048	3, 906	643	923	1, 566	40. 09	216	293
上川沿	1, 141	1, 273	2, 414	432	596	1, 028	42. 58	111	181
下川沿	2, 240	2, 408	4, 648	722	982	1, 704	36. 66	241	274
真中	563	632	1, 195	202	302	504	42. 18	47	90
二井田	995	1, 015	2, 010	354	446	800	39. 80	70	120
十二所	1, 287	1, 461	2, 748	546	751	1, 297	47. 20	155	211
花 岡	1, 050	1, 190	2, 240	435	620	1, 055	47. 10	134	209
矢 立	735	770	1, 505	294	406	700	46. 51	90	132
比 内	4, 404	4, 778	9, 182	1, 604	2, 111	3, 715	40. 46	424	615
田代	2, 773	3, 011	5, 784	1, 072	1, 478	2, 550	44. 09	316	434
合 計	33, 025	36, 774	69, 799	10, 996	15, 692	26, 688	38. 24	3, 987	4, 790

【施設入所者を含む総数】

(住民基本台帳 令和2年7月1日現在)

地区人口(人)			65 歳以上の人口(人)				
	男	女	合計	男	女	合計	高齢化率 (%)
大館市	33, 344	37, 505	70, 849	11, 221	16, 364	27, 585	38. 93

2. 在宅・見守り支援事業

(1) 緊急通報装置・ふれあい安心電話貸与事業

ひとり暮らしや高齢者世帯に対して専用通報機器(緊急通報装置)を貸与し、急病等 緊急時において外部へ連絡し必要な支援を行う連絡体制を確保し高齢者の不安解消を図 るとともに見守り体制を強化します。

高齢者のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯は今後も増えるものと予想され、緊急時の連絡体制をより強化していく必要があるため、対象者に対する周知を図り不安解消に努めていきます。

◆対 象 者:ひとり暮らし及び高齢者世帯等の市民税非課税世帯

◆利 用 料:大館・比内地域 400 円/月 田代地域 300 円/月

◆事業の名称:大館・比内地域 緊急通報装置貸与事業

田代地域 ふれあい安心電話貸与事業

【利用状況 (延べ台数)】

地域		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
大館地域	緊急通報装置	117 台	112 台	110 台
比内地域	, 系心 进 牧表世	15 台	4 台	5 台
田代地域	ふれあい安心電話	41 台	33 台	27 台
計		173 台	149 台	142 台

[※]比内地域は、平成30年度まで「ふれあい安心電話」

【年次計画(目標值:実台数)】

地域		令和3年度	令和4年度	令和5年度
大館地域	緊急通報装置	99 台	99 台	99 台
比内地域	茶心 进牧表但	5 台	5 台	5 台
田代地域	ふれあい安心電話	30 台	30 台	30 台
計		134 台	134 台	134 台

(2) 生活管理指導員派遣事業

基本的生活習慣の欠如や周囲とのコミュニケーションへの支障があるなど、社会適応が困難な高齢者に対して、家事などの日常生活や良好な対人関係を築くための支援や指導を行う訪問指導員を派遣し、社会的孤立感の解消と自立生活の助長を図ります。

支援を要する高齢者の把握に努め、地区民生委員や地域包括支援センターなどと情報を共有し、閉じこもりにならないよう支援に努めます。

◆対象者:おおむね65歳以上の自立と判定された者

◆利 用 料:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)別表に定める単位に、厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成 12 年更生省告示第 22 号)を乗じた額の1割。

生活保護受給者は無料。

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	1人	1人	1人
延利用時間	102 時間	97 時間	99 時間

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1人	1人	1人
延利用時間	109 時間	109 時間	109 時間

(3)生活管理指導短期宿泊事業

心身や生活環境上の問題などで一時的に養護を必要とする場合、短期間の宿泊による 生活管理指導・支援を行うとともに心身の調整を図り、自宅での自立生活を回復させま す。

緊急的に支援を要する方に対し、短期入所施設の空きベッドを利用できるよう関係機関との調整を図り、その体制整備及び対応に努めます。

◆対象者:65歳以上の高齢者

◆内 容:短期間の宿泊

◆利用料金:自立 380 円/日 要支援1 660 円/日 要支援2 760 円/日 など

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用者数 (延べ)	3人(13人)	4人(10人)	5人(18人)
利用日数	94 日	128 日	97 日

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (延べ)	10人(20人)	10人(20人)	10人(20人)
利用日数	200 日	200 日	200 日

(4) 軽度生活援助事業

高齢者の在宅生活の継続を図るため、ひとり暮らしのかたや高齢者世帯への外出の付き添い、買い物及び除雪など、一時的、短期的なサービスを提供し、自立生活の維持を支援します。

除雪については、事業者が市内全域をカバーできるだけの体制になっていないことから待機者も多く、その解消のため新規事業者の募集等を行い、その体制整備を検討します。

◆対象者:市民税非課税のひとり暮らし及び高齢者世帯等

◆内 容:外出時の援助、食材の買い物、草取り、暖房器具等への給油、除雪等

(除雪:除雪範囲は玄関から公道に出るまでの通路確保)

◆利 用 料:100円/30分

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	145 人	113 人	116 人
延利用回数	2,746 単位	1, 334 単位	3,834 単位

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	136 人	136 人	136 人
延利用回数	4, 657 単位	4, 657 単位	4, 657 単位

(5) 高齢者バス券交付事業

通院のために遠隔地から定期的にバスを利用する高齢者に対して、高額になるバス運賃の一部を助成し経済的負担の軽減を図り、在宅生活を支援します。

高齢化社会における公共交通の必要性は高く、継続して事業実施できるよう公共交通 機関とも協議、連携して高齢者支援に努めます。

◆対象者:65歳以上の市民税非課税世帯

◆内 容:片道 400 円以上のバス利用で医療機関に通院しているかた

◆バス券:5,000円分の回数券/年を交付

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	49 人	43 人	39 人

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	60 人	60 人	60 人

(6)地域ふれあい除雪支援事業

冬期間、除雪困難な高齢者世帯などを地域住民が支援することにより、地域の支え合いが助長されるとともに、高齢者の安心した在宅生活を支援します。

◆対象者:65歳以上の高齢者又は身障1級、2級のみで構成されている世帯など。

◆除雪範囲:間口(道路に面した出入口部分)など

◆事業内容:除雪車が公道を除雪した際の間口に残った雪を町内会が除雪する。

実施した町内会に対し、助成金を支給。(R2実績単価:7,000円/世帯)

【実施状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
実施町内数	100 町内	95 町内	109 町内
対象世帯	596 世帯	554 世帯	604 世帯

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施町内数	109 町内	109 町内	109 町内
対象世帯	614 世帯	614 世帯	614 世帯

(7) 高齢者等雪下ろし支援事業

冬期間における安全確保と積雪による家屋の倒壊等の事故を未然に防止し、自立した 生活の継続と、不安の解消を図るため、雪下ろし及び排雪に要する費用の一部を助成し ます。

◆対 象 者:市民税非課税で一戸建ての持ち家に居住している高齢者世帯

◆内 容:市内業者に委託した雪下ろし及び排雪に係る費用の2分の1を助成

(上限:3万円)

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	6 人	0人	12 人

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	10 人	10 人	10 人

(8) 冬期生活支援事業【新規事業】

冬期間、在宅生活が困難な高齢者が養護老人ホーム成章園に契約入所する場合に、その費用の一部を助成し、高齢者が長年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できる状態を維持できるように支援します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	6 人	6 人	6 人

(9) 高齢者住宅整備資金貸付事業

高齢者の専用居室等を増改築又は改造することを必要とし、自力で整備を行うことが 困難な親族へ、資金の一部を貸付します。

高齢者の住宅環境の整備により家族関係の融和を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続を今後も支援するとともに、利用しやすい環境を整えます。

◆貸付限度額:150万円/1戸当たり

◆据置期間:2年以内

◆償還期間:据置期間経過後8年以内

◆償還方法:半年賦元利均等償還

3. 中 • 重度者在宅支援事業

(1) 移送サービス事業

在宅の高齢者の通院等について福祉タクシーの利用料金の全部又は一部を助成することで、経済的負担の軽減、日常生活の利便を図るとともに、在宅介護者を支援します。 市内全域の対象者の要望に応えるため、移送サービス事業者の拡充を図ります。

◆対象者:市民税非課税世帯で65歳以上の要介護4又は5の認定を受けている 高齢者

◆助 成 額:移送時間(片道)30分以内 1,500円

30 分超 2,000 円

1 時間以上 2,500 円

※タクシー料金が 1,500 円未満の場合は実費

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	51 人	58 人	66 人
利用件数	390 件	465 件	524 件

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	70 人	70 人	70 人
利用件数	563 件	563 件	563 件

(2) 訪問理美容サービス事業

寝たきり、心身の障害及び疾病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難な 高齢者に対して、理美容師の在宅訪問による理髪や美容のサービスを提供します。

介護者による高齢者の理髪等の介護軽減を図るとともに、高齢者の清潔感を保持し、 快適な生活の支援を図ります。

◆対 象 者:市民税非課税の寝たきり等の高齢者

◆内 容:理美容師の派遣費の助成(2,500円/回)

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	0人	0人	4 人

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	4 人	4 人	4 人

(3) 車いす貸与事業

一時的に車いすが必要となったかたに対し、その日常生活の介護に役立てるため、車 いすを貸与します。

◆対象者: 大館市内に居住する概ね65歳以上の方

◆貸与期間:原則として年度内の3か月以内

◆利 用 料:無料

4. 施設サービス

(1)養護老人ホーム

65 歳以上のかたであって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、老人福祉法第11条に基づく養護老人ホームに入所措置し、本人にとって最も適切な支援が総合的に受けられるよう支援します。措置に当たっては、その要否を適正に行うため、医師、保健所長、老人福祉施設長などで構成される大館市老人ホーム入所判定委員会の意見を聞き、総合的に判定します。また、本人の事情を考慮し、管外市町村設置の養護老人ホームとも連携・調整を図りながら適切に措置入所を行います。

核家族化の進展やさまざまな経済環境の変化に伴い、養護老人ホームの果たす役割が 重要になっていることから、現在の居室形態やそれに伴う必要な定員の確保等について 検討が必要であるため、今後、関係機関等と協議を進めていきます。

【措置の状況】

◆大館市養護老人ホーム成章園

所在地	大館市軽井沢字下岱20—20		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉事業団		
定員	80 人		
居室	45 室 (一人部屋 10 室 二人部屋 35 室)		
施設形態	平成 30 年 10 月から、一般型特定施設入居者生活介護施設指定 (30 名)		

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
入所者数 (管内)	52 人	58 人	62 人
入所者数(管外)	11 人	11 人	8人
合計	63 人	69 人	70 人

◆管外市町村設置の養護老人ホーム

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
措置委託施設数	3 施設	3 施設	3 施設
措置入所者数	12 人	12 人	12 人

【入所者数の年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成章園	70 人	70 人	70 人
管外施設	12 人	12 人	12 人
計	82 人	82 人	82 人

(2) 軽費老人ホーム

60 歳以上のかたであって、高齢や身体機能の低下により自宅生活に不安を感じ、かつ 家族による援助を受けることが困難な高齢者が軽費老人ホームに入居することで、生活 不安が解消され住み慣れた地域で安心して過ごしていけるよう支援します。

また、平成24年度から一部は、特定施設入居者生活介護施設の指定を受け、入居者が 介護状態となっても安心した生活が送れるようになりました。

【入居状況】

◆大館市軽費老人ホームケアハウスほうおう

所在地	大館市十二所字大水口4-4		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉事業団		
定員	50 人		
居室	42 室 (個人部屋 34 室 夫婦部屋 8 室)		
施設形態	平成 24 年 4 月から、一部、特定施設入居者生活介護施設指定		

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
入居者数	44 人	42 人	43 人

【入居者数の年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入居者数	50 人	50 人	50 人

(3) 生活支援ハウス (居住部門)

60 歳以上の身体的な介護を必要としないかたであって、自立して生活することに不安 のある者に対して、居住機能、介護支援機能、交流機能を効果的に提供し、安心した生 活を送れるよう支援します。

【入居状況】

◆大館市比内生活支援ハウス

所在地	大館市比内町新館字館下79—1
設置者	大館市
管理運営	指定管理者 社会福祉法人比内ふくし会
定員	11 人
居室	9室(個人部屋7室 二人部屋2室)
事業形態	デイサービス事業、ホームヘルプサービス事業等在宅福祉サービス機 能を提供

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
入居者数	8 人	6 人	5 人

【入居者数の年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入居者数	11 人	11 人	11 人

5. 社会参加の促進・生きがいづくりへの支援

(1) 老人クラブ

高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を構築するため、 国の高齢者地域福祉推進事業に基づき、単位老人クラブや老人クラブ連合会が行う社会 奉仕活動、スポーツ活動、教養講座、健康づくり事業などの活動を支援します。

【実施状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
老人クラブ数	140 クラブ	134 クラブ	129 クラブ
会員数	5, 288 人	4, 939 人	4, 616 人

【主な活動】

- ◆社会奉仕活動 交通安全街頭マスコット配付活動、1円募金寄付、敬老感謝一斉奉仕
- ◆スポーツ活動 ゲートボール、グラウンドゴルフ、8人制バレーボール、ユニカール 健康スポーツ大会
- ◆教養講座 料理教室、芸能発表会、作品展示会
- ◆健康づくり 健康ウォーキング、健康づくり講演会

老人クラブは、「健康」「友愛」「奉仕」の3つを柱とし、自主的にかつ積極的に地域貢献に努め、高齢になっても健全で豊かな生活の維持・向上を図っており、今後も継続して活動支援を行います。

(2) 高齢者活動拠点施設

高齢者が地域においてさまざまな活動や交流を通じ、社会参加、生きがい・健康づくり、及び介護予防等に資する活動拠点施設の運営を支援します。また、指定管理者制度導入の効果を活かし、施設の充実を図ります。

◆老人いこいの家

所 在 地	大館市釈迦内字獅子ヶ森 1 — 1		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 大館市老人クラブ連合会		
利用状況	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
个! / II (人) / J	5, 637 人	5, 364 人	3, 740 人

◆八木橋地域福祉センター

所 在 地	大館市比内町八木橋字畠沢岱 1 6		
設 置 者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉協議会		
到田址四	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用状況	66 人	407 人	80 人

◆高齢者生きがいセンター

所 在 地	大館市比内町扇田字伊勢堂岱 1 7 8			
設 置 者	大館市			
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉協議会			
利用状況	平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度			
利用认流	545 人	395 人	271 人	

(3) その他の高齢者福祉施設

【施設一覧】

◆比内福祉保健総合センター

所 在 地	大館市比内町新館字館下79—1			
設置者	大館市			
管理運営	指定管理者 社会福祉法人比内ふくし会			
施設で行う 事業	○母子保健に関する事業、成人保健に関する事業、その他健康増進に関する事業 ○デイサービス(通所介護)事業、居住部門(ミニケアハウス)事業、 その他福祉の向上に関する事業			
利用状況	平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度			
13713 0006	15, 052 人	18, 470 人	17, 823 人	

◆田代いきいきふれあいセンター

所 在 地	大館市岩瀬字上岩瀬塚の岱 1 6			
設置者	大館市	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館圏域ふくし会			
施設で行う 事業	○高齢者の介護予防に関する事業、機能回復訓練及び日常生活 訓練に関する事業 ○地域住民の交流及び生きがいづくりに関する事業、健康相談 事業、その他健康増進に関する事業 ○福祉増進を図るため必要な事業			
利用化油	平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度			
利用状況	10, 805 人	5, 201 人	3, 431 人	

令和3年度から株式会社友愛ビルサービスが指定管理者

◆老人福祉センター四十八滝

所 在 地	大館市雪沢字大滝66			
設置者	大館市			
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉事業団			
施設で行う 事業	〇老人に関する各種の相談に応ずる業務 〇老人に対する健康増進、教養の向上及びレクリエーションの ための便宜を総合的に供与する業務			
利用化油	平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度			
利用状況	42, 990 人	46, 336 人	35,510人 ※	

※令和2年12月末現在

◆田代老人福祉センター

所 在 地	大館市早口字堤沢 4		
設 置 者	大館市		
管理運営	指定管理者 株式会社友愛ビルサービス		
利用状況(延)	平成 30 年度 令和元年度		令和2年度
利用1人次(延)	2,772 人	2,811 人	2, 366 人

◆デイサービスセンターかつら

所 在 地	大館市字三ノ丸103—4		
設 置 者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉協議会		
施設で行う 事業	通所介護及び介護予防通所介護、その他老人福祉サービス		
利用性油(死)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用状況(延) 6,462 人 6		6, 257 人	6, 680 人

◆デイサービスセンター大滝

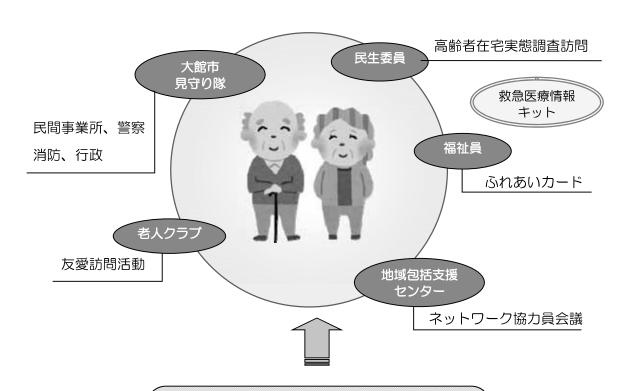
所 在 地	大館市十二所字大水口4—5		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉事業団		
施設で行う 事業	通所介護及び介護予防通所介護、その他老人福祉サービス		
和田体知(死)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用状況(延)	10, 376 人	10, 292 人	12, 339 人

◆特別養護老人ホームつくし苑

所 在 地	大館市十二所字大水口4—5			
設置者	大館市			
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉事業団			
定員	110 人、ショートステイ 10 人			
居室	44 室(一般居室 38 ショート居室 6)			
入居状況	平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度			
八店认沉	120 人	120 人	109 人	

6. 地域見守りネットワーク活動事業

核家族化などに伴う高齢者世帯の増加により、支援を要する高齢者を地域で支え合う体制が重要となっています。さまざまな見守り体制を有機的にリンクさせ、強化することで、孤独感や不安の解消を図ります。



災害等緊急時の援護・支援

要援護者支援システムを導入し、要援護者の世帯位置を 地図データで把握するとともに必要な情報を行政、民生 委員、町内会など横断的に共有・管理し、災害時、迅速 かつ適切な要援護者支援を図ります。

(1) 大館市見守り隊

日常的に各家庭を訪れ、市民に密着した仕事に従事している民間事業所などと協力し、 日常と異なる不審な点に気づいた際に、迅速に消防、警察、行政に情報を寄せてもらい、 適切な対応がとれる体制を整備しています。協力事業所の拡充を図るとともに、定例の 連絡会を開催し見守り体制を強化します。

◆見守り隊事業所

事業所種別	登録事業所数
郵便事業・電力・電気・宅配便	6
新聞販売店	15
食品宅配販売店	11
プロパンガス販売店	24
灯油販売店	12
官公署庁・JA	5
計	73

(2) 高齢者在宅実態調査訪問

民生委員と連携し、65歳以上の高齢者が在宅する世帯を訪問し、世帯構成、高齢者の 健康度、国の基準に基づく認知度を聞き取り訪問するとともに、よりきめ細かい所在確 認調査を進めます。

(3) 救急医療情報キット配付

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などの緊急連絡先やかかりつけ医、血液型などの情報をまとめて保管する救急医療情報キットを無償で配付します。キット内に保管する情報は、社会福祉協議会が作成している「ふれあいカード」を活用しています。 今後も社会福祉協議会、民生委員、福祉員等と連携してその対応に努めます。

(4) 友愛訪問活動 (老人クラブ)

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯は、外出の機会や他者との関わりが減る傾向にあり、孤立感を生みやすくなりがちです。地域の生活単位で組織されている老人クラブの会員が、身近な友人・隣人として、こうした世帯を訪問し安否の確認や話し相手となる友愛訪問活動を支援し、地域の情報提供や、閉じこもり防止に繋がる見守り体制の強化を図ります。

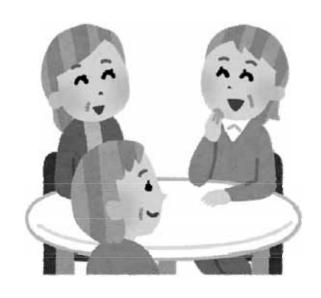
◆友愛訪問活動強化事業

【実施状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施クラブ数	140 クラブ	134 クラブ	129 クラブ
訪問数	906 人	941 人	780 人

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施クラブ数	129 クラブ	129 クラブ	129 クラブ
訪問数	780 人	780 人	780 人



7. その他の高齢者福祉事業

(1) 敬老会

多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者の方々を敬愛し、その長寿を祝福する とともに、今後も健全に過ごされることを祈念し敬老会を開催します。

新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式を踏まえた開催を検討します。

◆対象者:満77歳以上

◆開催地区:大館地区(3会場)、釈迦内地区、長木地区、雪沢地区、花岡地区、

矢立地区、上川沿地区、十二所地区、二井田地区、真中地区、片山地区、

下川沿地区、比内地区、田代地区(合計14地区16箇所)

【実施状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
参加人数	3, 122 人	3, 017 人	中止
参加率	25. 35%	24. 46%	中止

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	3, 017 人	3, 017 人	3, 017 人
参加率	24. 46%	24. 46%	24. 46%

(2)長寿祝金支給

多年にわたり社会に貢献してきた長寿高齢者の労をねぎらい、これを顕彰し長寿祝金 を支給する長寿祝金事業を実施します。

平成29年度から、祝金に代えて同額分の地域限定商品券を支給しています。

◆対象者:満100歳を迎えた長寿高齢者

◆支給祝金:在宅20万円 在宅以外3万円

【実施状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
長寿祝金支給者	28 人	24 人	41 人

【年次計画】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長寿祝金支給者	48 人	50 人	60 人

(3) 福祉・介護サービスに従事する人材の確保

① 介護職員初任者研修受講者支援事業

介護職に従事する人材の確保と定着を図るため、介護職員初任者研修を修了したかた、 介護職員初任者研修を受講させその費用を負担した市内の事業所等に対し、その費用の 全部又は一部を助成。

◆対象者:申請日において市内に住所を有し、市税等に滞納がなく助成金申請後4か 月以上市内の介護事業所に就労する予定のかた(個人)

当該研修修了時において市内の高校に在学しているか、市内に住所を有しているかた(高校生)

申請日において市税等に滞納がなく、市内で介護事業所を1年以上運営している事業所(事業所)

◆助 成 額:介護職員初任者研修の受講料及び教材費の全額(高校生) 介護職員初任者研修の受講料及び教材費の半額(個人・事業所)

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
個 人	6人	15 人	7人
高校生	20 人	18 人	18 人
事業所	11 人	16 人	16 人

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
個人	6人	6人	6 人	
高校生	21 人	21 人	21 人	
事業所	17 人	17 人	17 人	

② 介護福祉士資格取得支援事業

介護職に従事する人材の確保及び資質の向上を図るため、介護福祉士の資格取得に要する費用の一部を助成。

◆対象者:申請日において市内に住所を有し、市税等に滞納がなく市内の介護事業所等において勤務しているかた(在職者)

申請日において市内に住所を有し、市税等に滞納がなく公共職業安定所に 登録し求職活動をしているかた(求職者)

申請日において市税等に滞納がなく、市内で介護事業所を1年以上運営している事業所(事業所)

◆助成額:介護福祉士実務者研修の受講料及び教材費、国家試験料、資格登録に係る 費用の半額

【利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
在職者	26 人	19 人	9人
求職者	0人	0人	0人
事業所	16 人	39 人	41 人

【年次計画(目標値)】

区 分	令和3年度 令和4年度		令和5年度	
在職者	11 人	11 人	11 人	
求職者	1人	1人	1人	
事業所	41 人	41 人	41 人	





③ 介護のお仕事PR隊 活動

人口減少や高齢化の進行により介護を受ける方の増加と、社会的意義の高い介護に携わる人材の不足が懸念されることから、介護人材の確保と定着を図ることを目的に、実際に介護現場で働く市内の社会福祉法人や医療法人の介護職員で構成された「介護のお仕事PR隊」が、市内の小・中学校・高校に出向き、介護の体験や、介護の仕事の魅力とやりがいを伝える活動を行います。

④ 介護ロボット等の活用

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に向け、介護サービス事業者への周知 と普及により働きやすい職場環境の整備を図るため、国等の支援を含め介護ロボット導 入の支援を検討していきます。

(4) 成年後見制度利用促進に係る体制整備

認知症などの理由により、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における 意思決定が困難な高齢者を支援する体制を強化します。

以下の事項について、令和5年度までの実施を目指します。

- ◆成年後見制度利用促進計画の策定
- ◆地域における「利用促進協議会」等の体制づくり
- ◆地域連携ネットワークの中核となる機関の設置・運営

8. 高齢者の住まいの安定的な確保

① 高齢者の住環境

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、地域生活の基盤である高齢者の住まいの確保は、重要となってきます。市内には、民間事業者等により、軽費老人ホーム(ケアハウス)、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が整備されており、これらの整備の動向を把握し、情報提供に努めます。

◆軽費老人ホームの整備状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開設施設数 (累計)	2 施設	2 施設	2 施設
定員数 (累計)	50 人	50 人	50 人

[※]各年度末現在(令和2年度は4月1日現在)

◆有料老人ホームの整備状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開設施設数 (累計)	7 施設	7 施設	7 施設
定員数 (累計)	190 人	190 人	190 人

[※]各年度末現在(令和2年度は4月1日現在)

◆サービス付き高齢者向け住宅の整備状況

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開設施設数(累計)	8 施設	8 施設	8 施設
定員数 (累計)	166 人	166 人	166 人

[※]各年度末現在(令和2年度は4月1日現在)

◆県と有料老人ホーム等にかかる情報の連携を強化します。

② 住宅改修の支援

ア 住宅改修費 【再掲】

段差を解消したり、手すりを取り付けたりするといった小規模な改修に対して 20万円を上限に負担割合に応じて費用が給付されます。

9. 災害や感染症対策に係る体制整備

① 防災対策の推進

大館市地域防災計画に基づき各種施策を講じていますが、その中で、高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者等の要配慮者や災害時避難行動要支援者の安全の確保について、自主防災組織、民生・児童委員や町内会等の地域関係者と連携し、要配慮者や災害時避難行動要支援者の平常における実態を把握し、災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等、支援体制の確立に取り組んでいきます。

② 福祉避難所の整備

福祉避難所の開設運営に関する協定締結法人と協力して、災害時の支援活動や緊急避難場所の確保、避難者を受け入れるためのネットワーク(大館市社会福祉施設等災害支援ネットワーク)を構築し、訓練や連絡会議の開催により、災害時の実効性を高める取り組みを進めていきます。

③ 感染症対策の推進

社会福祉施設等での感染症防止対策として、手洗い・うがい等の防止策徹底に向けた 情報提供や指導等を行うとともに、感染した場合には感染拡大防止に向けた支援体制を 構築していきます。

第6章 介護保険事業の運営

第6章 介護保険事業の運営

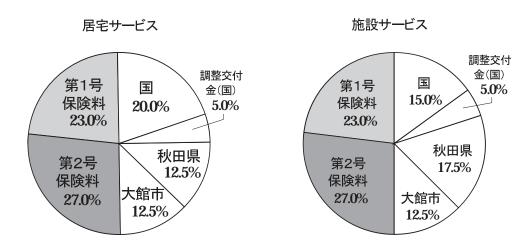
1. 介護保険事業の財源

介護保険事業の費用は、保険給付費(介護給付費、予防給付費)、地域支援事業費、事務費などから構成されます。

そのうち、「事務費」は、全額市の負担で賄われます。「保険給付費と地域支援事業費」については、原則として50%が公費、残り50%が被保険者の保険料で賄われます。公費の内訳は、国・県・市の負担金と国の調整交付金となります。保険料の内訳は、第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳~64歳)の保険料(支払基金交付金)でとなります。

この第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、 政令で定められています。

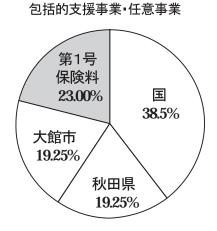
〈標準給付費の財源内訳〉



≪地域支援事業費の財源内訳≫

第1号 保険料 23.0% 第2号 保険料 27.0% 大館市 12.5%

介護予防。日常生活支援総合事業



-80 -

2. 第1号被保険者の保険料の基準額

(1)標準給付費

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
総給付費(一定以上所得者 負担の調整後)	9, 440, 666 千円	9, 563, 364 千円	9, 746, 164 千円	28, 750, 194 千円
特定入所者介護サービス費等給 付額	472, 951 千円	477, 822 千円	482, 862 千円	1, 433, 635 千円
高額介護サービス費等給付 額	224, 093 千円	226, 401 千円	228, 788 千円	679, 282 千円
高額医療合算介護サービス 費等給付額	21,034 千円	21, 251 千円	21, 475 千円	63, 760 千円
算定対象審査支払手数料	11,032 千円	11, 145 千円	11, 263 千円	33, 440 千円
標準給付費見込額(A)	10, 169, 776 千円	10, 299, 983 千円	10, 490, 552 千円	30, 960, 311 千円

[※]端数処理の関係上、合計は各区分の合算額と一致しない場合があります。

(2) 地域支援事業費

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
地域支援事業費 (B)	565, 923 千円	570, 140 千円	574, 348 千円	1, 710, 411 千円

※(1)標準給付費+(2)地域支援事業費

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
標準給付費見込額+地域支援事業費	10, 735, 699 千円	10, 870, 123 千円	11,064,900千円	32, 670, 722 千円

(3) 第1号被保険者の保険料

	項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
第1号	被保険者数	27, 498 人	27, 337 人	27, 171 人	82, 006 人
前	前期(65~74 歳)	11, 939 人	11, 596 人	11, 255 人	34, 790 人
後) 後期(75 歳~)	15, 559 人	15, 741 人	15, 916 人	47, 216 人
所	f得段階別加入割合				
	第1段階	16. 2%	←	←	←
	第2段階	10. 5%	←		←
	第3段階	9.0%	←	←	←
	第4段階	12. 6%	←	←	←
	第5段階	18. 2%	←		←
	第 6 段階	16. 2%	←	←	←
	第7段階	11.1%	←	←	←
	第8段階	3. 4%	←	←	←
	第9段階	2. 8%	←	←	←
	計	100.0%	←	←	←
所	f得段階別被保険者数	27, 498 人	27, 337 人	27, 171 人	82, 006 人
	第1段階	4, 448 人	4, 423 人	4, 396 人	13, 267 人
	第2段階	2,904 人	2,887人	2,869 人	8, 660 人
	第3段階	2, 489 人	2, 474 人	2, 459 人	7, 422 人
	第4段階	3, 456 人	3, 436 人	3, 415 人	10, 307 人
	第5段階	5, 016 人	4, 986 人	4, 956 人	14, 958 人
	第6段階	4, 441 人	4, 415 人	4, 388 人	13, 244 人
	第7段階	3, 047 人	3, 029 人	3,011 人	9, 087 人
	第8段階	938 人	932 人	927 人	2, 797 人
	第9段階	759 人	755 人	750 人	2, 264 人
	道力化した場合の所得段階別加 割合補正後保険者数 (a)	26, 323 人	26, 169 人	26, 010 人	78, 502 人

標準給付費見込額(A)	10, 169, 776 千円	10, 299, 983 千円	10, 490, 552 千円	30, 960, 311 千円
地域支援事業費(B)	565, 923 千円	570, 140 千円	574, 348 千円	1, 710, 411 千円
(A) + (B) = (C)	10, 735, 699 千円	10, 870, 123 千円	11,064,900 千円	32, 670, 722 千円
第1号被保険者負担分相当額(D) =(C)×23%	2, 469, 211 千円	2, 500, 128 千円	2, 544, 927 千円	7, 514, 266 千円
調整交付金相当額(5%)(E)	529, 887 千円	536, 568 千円	546, 267 千円	1, 612, 722 千円
調整交付金見込交付割合 (H) = (23%+5%) - (23%×(F) × (G))	8. 58%	8. 44%	8. 32%	
後期高齢者加入割合補正係数(F)	0. 8806	0. 8869	0. 8926	
所得段階別加入割合補正係数(G)	0. 9590	0. 9590	0. 9588	
調整交付金見込額(I)	909, 286 千円	905, 727 千円	908, 988 千円	2, 724, 001 千円

介護給付費準備基金取崩額(J)	152, 500 千円
保険料収納必要額 (K) =(D)+(E)-(I)-(J)	6, 250, 487 千円

予定保険料収納率(M)		98. 0%	
伢	に (年額) と (年額) と (年額) と (年額) と (・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	$(N) = (K) \div (M) \div (a)$	81, 247 円
	保険料の基準額(月額)	$(0) = (\mathbf{N}) \div 12$	6, 771 円

[※]端数処理の関係上、合計は各区分の合算額と一致しない場合があります。

(4) 所得段階別保険料

【第8期計画期間(令和3年度から令和5年度 】

	【第0朔計画朔間(ヤ和5年度からヤ和5年度】						
段	階	対象者	基準額 に対す る割合	第8期保険料 (月額)	第7期保険料 (月額)		
第1段	階	生活保護をうけているかた。世帯全員が 市民税非課税で、老齢福祉年金を受給し ているかた。世帯全員が市民税非課税 で、課税年金収入額と「合計所得金額一 公的年金等に係る雑所得金額」の合計額 が80万円以下のかた。	0. 25 (軽減前 0. 45)	年額 20, 316 円 (月額 1, 693 円)	年額 20, 316 円 (月額 1, 693 円)		
第2段	階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入額と「合計所得金額一公的年金等に 係る雑所得金額」の合計額が 80 万円を 超え 120 万円以下のかた。	0.37 (軽減前 0.62)	年額 30, 060 円 (月額 2, 505 円)	年額 30, 060 円 (月額 2, 505 円)		
第3段	階	世帯全体が市民税非課税で、課税年金 収入額と「合計所得金額一公的年金等に 係る雑所得金額」の合計額が 120 万円を 超えるかた。	0. 62 (軽減前 0. 67)	年額 50, 376 円 (月額 4, 198 円)	年額 50, 376 円 (月額 4, 198 円)		
第4段	階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と「合計所得金額一公的年金等に係る雑所得金額」の合計額が80万円以下で、世帯内に市民税課税者がいるかた。	0. 94	年額 76, 380 円 (月額 6, 365 円)	年額 76, 380 円 (月額 6, 365 円)		
第5段	階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と「合計所得金額一公的年金等に係る雑所得額」の合計額が80万円を超え、世帯内に市民税課税者がいるかた。	基準額	年額 81, 252 円 (月額 6, 771 円)	年額 81, 252 円 (月額 6, 771 円)		
第6段	"""	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満のかた。	1. 28	年額 104, 004 円 (月額 8, 667 円)	年額 104, 004 円 (月額 8, 667 円)		

第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満のかた。	1. 35	年額 109, 692 円 (月額 9, 141 円)	年額 109, 692 円 (月額 9, 141 円))
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 210万円以上320万円未満のかた。	1.6	年額 130, 008 円 (月額 10, 384 円)	年額 130, 008 円 (月額 10, 384 円)
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上のかた。	1.7	年額 138, 132 円 (月額 11, 511 円)	年額 138, 132 円 (月額 11, 511 円)

[※]合計所得金額は、長期・短期譲渡所得がある場合、特別控除額を控除した額です。介護保険法施行令の改正により、所得指標の見直しが行われ、令和3年度の市民税情報に基づいて決定する介護保険料から適用します

(5) 低所得者に対する保険料の軽減

令和2年度より低所得者に対する保険料軽減措置が完全実施され、第8期(令和3年~令和5年)でも引き続き実施します(第1段階の方の負担割合を0.45から0.25に、第2段階の方の負担割合を0.62から0.37に、第3段階の方負担割合が0.67から0.62にそれぞれ引き下げます)。

参考【保険料基準額の推移】

項目	第1期 (H12~H14)	第2期 (H15~H17)	第3期 (H18~H20)	第4期 (H18~H24)	第5期 (H24~H26)	第6期 (H27~H29)	第7期 (H30~R2)	第8期 (R3~R5)
保険料 基準額 (月額)	2, 785 円	3, 703 円	4, 195 円	4, 372 円	5, 239 円	6, 256 円	6, 771 円	6, 771 円
前期 との 差額	ı	+918 円	+492 円	+177 円	+867 円	+1,017円	+515 円	0円
前期 との 比較	-	+33. 0%	+13. 3%	+4. 2%	+19.8%	+19.4%	+8. 2%	0%

資料編

1. 大館市第8期介護保険事業計画の策定経緯

令和2年8月19日	○第1回介護保険事業計画運営委員会・令和元年度大館市介護保険事業の実施状況について・介護保険事業計画の実施状況について・第8期介護保険事業計画の策定等について(諮問)(計画の策定、第8期介護保険事業計画における検討事項)
令和2年11月18日	○第2回介護保険事業計画運営委員会・第8期介護保険事業計画について(介護サービス見込み量及び介護保険料等の見込について)
令和3年1月5日 ~ 令和3年1月18日	○パブリックコメントの募集・市ホームページに素案を掲載・長寿課、総合支所、各出張所窓口での閲覧
令和3年2月10日	○第3回介護保険事業計画運営委員会開催・第8期介護保険事業計画(案)について
令和3年2月15日	○第8期介護保険事業計画(案)について(答申)

2 大館市介護保険事業計画運営委員会の運営に関する規則

(趣旨)

第1条 大館市介護保険条例(平成12年条例第15号)第12条第4項の規定に基づき、大館市 介護保険事業計画運営委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるも のとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、答申する。
 - (1) 大館市介護保険事業計画の策定(変更を含む。) に関する事項
 - (2) 大館市介護保険事業計画の進行管理に関する事項
 - (3) 介護サービスの給付に係る苦情処理に関する事項

(委員)

- 第3条 委員会は、25人以内の委員で組織する。
- 2 委員は、介護保険制度に識見を有する者の中から次に掲げる区分により、市長が任命する。
 - (1) 医療関係者
 - (2) 保健福祉関係者
 - (3) 学識経験者等
 - (4) 被保険者代表
 - (5) 費用負担関係者代表
 - (6) 介護サービス等利用者
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、市長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを表決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(介護サービス苦情処理調整部会)

- 第6条 第2条第3号の事項を処理するため、委員会に、介護サービス苦情処理調整部会(以下「部会」という。)を置く。
- 2 部会は、委員5人以内で組織する。
- 3 部会の委員は、委員会の委員の中から第三者的な立場の者を互選によって定める。
- 4 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会議を総理し、部会を代表する。
- 6 部会は、必要に応じて市長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するために、長寿課内に事務局を置く。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が委員会に諮って 定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の際、現に委員会の委員に任命されていた者については、この規則の相当規定 により委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第3条第3項の 規定にかかわらず、現に任命されていた任期の残任期間に相当する期間とする。

附 則(平成17年6月17日規則第73号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年6月20日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、大館市介護保険事業計画運営委員会の委員の定数 は、平成19年3月31日までの間に限り、28人以内とする。
- 3 この規則の施行の日以後最初に任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、 平成19年3月31日までとする。

附 **則**(平成19年5月28日規則第33号) この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第19号) この規則は、平成25年4月1日から施行する。

3 大館市介護保険事業計画運営委員会委員名簿 (令和3年度)

選出 区分	代表区分	所属	氏 名
第1号	医療関係者	大館北秋田医師会	櫻 庭 庸 悦
		大館北秋田歯科医師会	根田朋武
		秋田県薬剤師会大館北秋田支部	高 橋 敦 子
第2号	保健福祉関係者	秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部	金 和久
		大館市民生児童委員協議会	山 内 進
		大館市社会福祉協議会	宮 原 文 彌
		特別養護老人ホーム つくし苑	鎌 田 俊
		特別養護老人ホーム 山館苑	佐藤順一
		介護老人保健施設 平成館	田 本 正 (~令和2年12月28日)
		介護老人保健施設 大館ひかり苑	斎藤進 (令和3年2月1日~)
		秋田県介護支援専門員協会 県北地区介護支援専門員協会	伊藤政利
第3号	学識経験者等	大館市生活相談員	小 畑 勝 明
第4号	被保険者代表	大館市老人クラブ連合会	高 坂 浩
		公募委員	船木和子
		公募委員	金谷マキ子
第5号	費用負担代表	大館商工会議所	木 村 勝 広
第6号	介護サービス等 利用者	在宅介護者の会	櫻 庭 敬 三

大館市 第8期介護保険事業計画 高齢者福祉計画

令和3年3月

発行 大館市

編集 福祉部長寿課介護保険係

福祉部長寿課高齢者福祉係

T017-8555 秋田県大館市字中城 20 番地

TEL (0186)43-7055

FAX (0186)42-8532